

自己点検・評価報告書

(2 0 0 5 年度)

LEC 東京リーガルマインド大学大学院
高度専門職研究科会計専門職専攻

2007 年 5 月 31 日

LEC 東京リーガルマインド大学

目 次

対象会計大学院の現況及び特徴	1
目的	2
章ごとの自己評価	
第1章 教育目的	3
第2章 教育内容	13
第3章 教育方法	23
第4章 成績評価及び修了認定	34
第5章 教育内容等の改善措置	42
第6章 入学者選抜等	48
第7章 学生の支援体制	56
第8章 教員組織	65
第9章 管理運営等	82
第10章 施設，設備及び図書館等	99

対象会計大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 会計大学院(研究科・専攻)名

LEC 東京リーガルマインド大学大学院
高度専門職研究科会計専門職専攻

(2) 所在地

東京都千代田区三崎町 2 - 7 - 1 0

(3) 学生数及び教員数(2005年5月1日現在)

学生数: 22 名

専任教員数: 23 名(うち実務家教員 16 名)

参考: 2006 年度入学者数 37 名

2 特徴

LEC 東京リーガルマインド大学大学院
高度専門職研究科会計専門職専攻(以下「本会計大学院」とする)の設置法人である株式会社東京リーガルマインド(以下「当社」とする)は、長年に亘り、民間教育機関として公認会計士養成に実績を上げてきた。又、当社は、2004 年 4 月、LEC 東京リーガルマインド大学(以下「本学」とする)を開学し、総合キャリア学部において公認会計士養成に取り組んでいる。

これらを踏まえ、当社は、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人の育成を目的として、2005 年 4 月に本会計大学院を開設した。

本学は、前述のように公認会計士の養成は学部段階で取り組んでいることから、本会計大学院においては、公認会計士試験等の各種会計資

格に合格した者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を主たる学生像として想定し、これらの学生に対しより高度で実践的な会計専門職教育・リカレント教育を提供することを教育理念としている点が、最大の特徴である。

本会計大学院は、専門職学位課程の目的・役割の焦点について「幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、(中略)国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する」とする中央教育審議会「新時代の大学院教育 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」(2005(平成 17)年 9 月 5 日答申。傍点は引用者による)の趣旨に合致するべく教育研究を推進している。

教育目的・理念を実現するべく、本会計大学院は、社会人にとって学修しやすい環境を提供することを趣旨として、本会計大学院は大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を実施している。具体的には、授業科目を平日夜間及び土日を中心に配置し、社会人がキャリアを中断することなく本会計大学院で学修できるよう、配慮している。

また、有資格者・社会人に対する専門職教育・リカレント教育を提供するべく、事例研究においては経験豊富な現役の実務家を教員として任用する一方、基本科目においては深い学識を有する当代一流の研究者を教員として任用している。

目的

近年、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化等により、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている。

21世紀は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会（knowledge-based society）の時代であると言われていた（文部科学省中央教育審議会「わが国の高等教育の将来像」2005（平成17）年1月28日答申参照）。複雑化・高度化した問題の解決のためには、今まで以上に多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材、すなわち高度専門職業人の養成が、強く求められている（文部科学省中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」2002（平成14）年8月5日答申参照）。

他方、本会計大学院の設置主体である当社は、長年に亘り、民間教育機関として公認会計士養成に実績を上げてきた。又、当社は、2004年4月からはLEC東京リーガルマインド大学総合キャリア学部において公認会計士養成プログラムを開設、公認会計士の養成に取り組んでいる。

これらを踏まえ、当社は、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人の育成を目的とし、本会計大学院を2005年4月に開設した。

本会計大学院は、上述のように公認会計士試験等の各会計資格を有している者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を主たる学生像として想定し、これらの学生に対し、より高度で実践的な会計専門職教育・リカレント教育を提供することを教育理念としている点が、最大の特徴である。

このような教育目的・理念を達成するため、本会計大学院では大学院設置基準第14条の特例を実施し、平日夜間及び土日を中心に授業時間割を組むことによって、社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう配慮している。また、授業を欠席した際にはメディア（ビデオ）による補講を可能にしたり、時間を気にせず質問できるウェブ掲示板等を用意したりする等、社会人の学修環境に最大限配慮し、ひいては教育目的を達成しうる体制・運用を心がけている。

本会計大学院は、学生が大学院の資源であるとの認識の下、学生のために、学生とともに成長する大学院を目指す。本会計大学院は、本会計大学院が誇る教授陣による研究と教育サービスの提供により、本会計大学院の目的達成に邁進する所存である。

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育目的

基準 1 - 1 - 1

各会計大学院においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人(会計・監査に係る業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況)

LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻(以下「本会計大学院」という。)の教育目的は、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人の育成にある(本会計大学院設置認可申請書より)。

本会計大学院では、上記の通り教育目的を明文化するとともに、以下の諸資料においてそれを明示している。

本会計大学院ウェブサイト「研究科概要」(下記資料 参照)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/about/gaiyou.html>

本会計大学院ウェブサイト「教育コンセプト」(下記資料 参照)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/about/concept.html>

本会計大学院パンフレット「教育コンセプト」(p.10-11)(下記資料 参照)

資料 「研究科概要」(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

養成する人材

本学では、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力、論理的展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる質の高い会計専門職業人の養成を目指します。

主な対象者

- ・ 会計実務の専門能力を身に付けたい方
- ・ 大学卒業後、一定期間企業の財務部門等での実務に従事した方

資料 「教育コンセプト」(本会計大学院ウェブサイト及びパンフレット p.10-11 より)

専門職業人としての即戦力の修得

総資本主義化の21世紀において、国際経済社会で、堂々と活躍できる会計実務専門職の輩出です。そのためには、単に公認会計士試験に合格しただけではなく、専門職業人としての高い見識と倫理規範、国際会計基準にも精通した専門的実務能力、法規・基準に則った論理的ディベート能力の体得などが、必要であることは言うまでもありません。これらの即戦力の修得を目指します。

国際経済社会活躍できる公認会計士の輩出

これからの国際情勢にあわせ、国際会計士連盟(IFAC)が発表した「職業会計士教育 国際基準」を踏まえ、国際会計・監査基準の修得、職業倫理の体得を目指します。

監査証明業務と非監査証明業務に必要な知識と倫理観を体得

公認会計士試験の合格は当然として、その上に、わが国の内閣府・金融庁・日本公認会計士協会・国際会計基準審議会(IASB)・企業会計基準委員会(ASBJ)の動向を踏まえ、公認会計士の中核的な業務である監査証明業務と非監査証明業務を全うするために必要不可欠な専門的知識の修得と高い倫理観の涵養・独立性の保持の理念を体得することを目指します。

CEO・CFOとしての役割を十分に全うできる人材の養成

高度な会計専門職業人は、監査業務・コンサルタント業務以外に、広く企業内での活動つまりMBAとしての役割・CEO(Chief of Executive Officer)・CFO(Chief of Financial Officer)としての役割が要請されています。また、行財政改革を推進する専門家としての役割が期待されています。LEC会計大学院では、これらの役割を十分に全うすることのできる人材の養成を目指します。

なお、本会計大学院が、その創意により、上述の教育目的を定めるに至った理由は、おおむね以下のとおりである。

近年、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化等により、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている。

21世紀は「知」の時代とも言われるが、複雑化・高度化したこれらの問題の解決のためには、今まで以上に多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材、すなわち高度専門職業人が多く必要とされるようになってきている(文部科学省中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」2002(平成14)年8月5日答申参照)。

会計分野における高度専門職業人(以下「会計専門職業人」という。)には、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他の資格合格者、企業・団体等において会計・財務等の実務に携わる**社会人等**が想定されるところ、米国におけるエンロン事件、日本における中央青山監査法人の不祥事等を端緒として、会計専門職業人の代表格といえる公認会計士を取り巻く環境は、今や大きく変化している。すなわち、会計専門職業人全体に対して、**より高い資質のみならず、高い職業倫理が今や求められている**といえよう。

とするならば、会計専門職業人を目指す者及びすでに会計専門職業人である者は、資格取得前はもとより、資格取得後においても、不断の自己研鑽をもって専門的知識の修得のみならず高い倫理観を涵養・保持し、会計専門職業人としての公益上の使命と職責とを果たすべきである。

このことから、本会計大学院では、育成する会計専門職業人が持つべき資質の筆頭に

「**倫理観**」を掲げた次第である。また、会計専門職業人の具体例としては、公認会計士のみならず、その他の各会計資格取得者、企業・団体等において会計・財務等の実務に携わる社会人等が想定されることから、「営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進すること」とやや広い意味合いの資質をも掲げているところである。

1 - 2 教育目的の達成

基準 1 - 2 - 1

1 - 1 - 1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

(基準 1 - 2 - 1に係る状況)

本会計大学院の教育目的は、基準 1 - 1 - 1にて述べたように、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い専門職会計人の育成である。

また、本報告書の「目的」及び基準 1 - 1 - 1にて述べたように、公認会計士をはじめとする各会計資格をすでに有している者、さらには企業・団体等において現に会計実務に携わる**社会人等**を主たる学生像として想定している。

これらの主たる学生像を前提として、本会計大学院では、以下の通り教育を行っている。教育の要素としては、例えば、設定される授業科目、授業科目の体系性（教育課程の編成）、授業科目の配置（時間割）、授業科目の担当教員の指導能力、成績評価方法等が考えられる。それらの詳細は、それぞれ該当する評価基準において個別に詳述するものとし、ここでは、概略を記述するにとどめる。

授業科目については、例えば、「**職業倫理**」、「国際会計基準」、「意思決定会計」、「IT監査」、及び各種の事例研究等を設定するとともに、それらを体系的に編成している（詳細は、本報告書 2 - 1 教育内容参照。なお、別添資料 3 「2005 年度カリキュラム一覧」参照）。

授業科目の配置（時間割）については、大学院設置基準第 14 条の適用を実施し、**平日夜間及び土日を中心に授業科目を配置**している（詳細は、基準 3 - 2 - 1 参照。なお、別添資料 2 「2005 年度授業時間割一覧」参照）。

授業科目の担当教員については、各分野の基本科目（全体構造科目）には学界随一の研究者教員を配置する一方、基本科目履修を前提とした発展科目や応用・実践科目には実務経験豊富な現役の実務家教員を主として配置している（詳細は、基準 8 - 2 - 2 参照）。

成績評価についても、あらかじめ基準を定めている（詳細は、本報告書 4 - 1 成績評価参照）。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、その目的が達成されるように、養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行っているといえるか。

この点、授業については、「**職業倫理**」科目が設定されていることにより、学生が会計専門職業人として求められる高度な職業上の倫理観を涵養できるよう配慮している。また、「国際会計基準」、「IT監査」等の科目が設定されていることにより、学生が会計専門職業人として求められる高度な職業上の専門的能力を涵養できるよう配慮している。その他、「意思決定会計」、及び各種の事例研究等が設定されていることにより、学生が財務情報の適切な開示を指導・推進する能力を涵養できるよう配慮している。したがって、養成しようとする会計専門職業人像に適った授業科目が設定されているといえる。

授業科目の配置（時間割）については、平日夜間及び土日を中心に授業科目を配置していることにより、社会人であってもキャリアを中断することなく授業科目の履修が可能となるよう配慮している。したがって、想定する主たる学生像に適った授業時間割となっているといえる。

授業科目の担当教員については、基本科目（全体構造科目）と発展科目、応用・実践科目とを研究者教員と実務家教員とで適切に分担することにより、学生は、歴史的に深化してきた学問上の論点が現代の実務においてどのように解決されるのかを有機的に学修することができるよう配慮している。したがって、養成しようとする会計専門職業人像に適った教員を効果的に配置しているといえる。

以上より、本会計大学院は、その教育目的が達成されるように、養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行っている。

基準 1 - 2 - 2

1 - 1 - 1の目的を達成し，1 - 2 - 1の教育を実現するために，各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し，それらと矛盾しない体系的な教育を施し，その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

（基準 1 - 2 - 2 に係る状況）

本会計大学院では，教育の目的を，高度な職業上の倫理観，専門的能力，応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し，自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ，営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し，推進することができる，質の高い専門職会計人の育成として，具体的に示している。

この教育目的を前提として，本会計大学院では，次のように教育を施している。本会計大学院では，会計専門職業人として履修すべき分野ごとに履修すべき科目を系としてまず分類したうえで，さらにそれぞれについて基本科目，発展科目，応用・実践科目に科目を分類して，教育課程を編成している（詳細は，基準 2 - 1 - 2 参照）。

成績評価については，評価方法の大枠を学則に規定（大学院学則第 17 条第 1 項。下記資料 参照）するとともに，成績評価基準の詳細をシラバス上に掲載して厳格に行っている（詳細は，本報告書 4 - 1 成績評価を参照。なお，シラバス上の掲載例として，別添資料 1 2 「2005 年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照）。

資料 大学院学則（抄）

（学修評価，単位授与）

第 17 条 学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し，このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し，科目の性質上，段階評価がなじまない科目については，合格又は不合格のみによる評価とすることがある。

2 合格した授業科目については，所定の単位を与える。

3 学修の評価については，客観性及び厳格性の確保のため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行う。

4 （略）

では，上述したところを前提として，本会計大学院では，基準 1 - 2 - 1 の教育を実現するために，教育の理念や目的を具体的に示し，それらと矛盾しない体系的な教育を施し，その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行っているといえるか。

まず，教育の目的については，基準 1 - 1 - 1 にて既述したように具体的に示している。

次に，体系的な教育については，基準 2 - 1 - 2 にて詳述するように，学修範囲を 5 つの領域と 6 つの系に区分した上で，それぞれについて基本科目，発展科目，応用科目を配置している。このことにより，学生がその理解度や年次に応じ，順次，発展的，循環的・有機的に所要の知識・能力を修得できるよう配慮されており，体系的な教育が行われている。

さらに，成績評価については，上述のように，学則及びシラバス上に明示している。

このことにより、成績評価の客観性及び厳格性を確保している(基準4-1-1参照)。

以上より、本会計大学院では、基準1-2-1の教育を実現するために、教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価を厳格に行っているといえる。

なお、このたびの本会計大学院に対する自己点検・評価は、開設初年度である2005年度を対象としているため、修了の認定については、該当がない。来年度修了認定を行うに当たっては、専門職大学院においてはとりわけ密度の濃い教育がなされる必要があることに鑑み、成績評価同様、厳格に行う予定である(詳細は、本報告書4-2修了認定及びその要件参照)。

基準 1 - 2 - 3

各会計大学院は 1 - 2 - 2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

(基準 1 - 2 - 3 に係る状況)

本会計大学院の自己点検・評価においては、学則上、自己点検・評価委員会の構成員として学外者を含めることとなっている(自己点検・評価規則第4条第1項第4号。下記資料 参照)。この第三者評価(外部評価)の結果は、自己点検・評価の一内容として本会計大学院に提出される。

そして、学長等には、自己点検・評価報告書において改善が必要と認められたものについて、改善に努めるべき義務が学則上課せられている(自己点検・評価規則第11条の3第2項。下記資料 参照)。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(組織)

第4条 委員会は、本条各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学校経営委員会委員長
- (2) 教授会が選出する教育職員
- (3) 本学事務職員のうち学長が必要と認める者
- (4) その他学外の専門家

2 (略)

(自己点検・評価結果の活用)

第11条の3 本学の自己点検・評価結果は公表し、閲覧に供する。

2 学校経営委員会及び同委員長並びに学長及び本学内各部署所属長は、自己点検・評価の結果を、教育及び研究、組織及び運営並びに、施設及び設備の向上と活性化とに活用するものとし、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行っているといえるか。

この点、本会計大学院では、自己点検・評価において第三者のレビュー(第三者評価、外部評価)が反映されることが、学則上担保されている。併せて、学則上、自己点検・評価の結果に応じた改善義務の規定により、第三者評価(外部評価)を尊重することが、学則上担保されている。

したがって、本会計大学院では、第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うことが、学則上担保されている。

もっとも、本報告書として取りまとめられるこのたびの自己点検・評価が、本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。第三者評価(外部評価)を包摂するこのたびの自己点検・評価の結果を尊重し、教育目的を達成するための努力を具体的に

っていくことは今後の取り組み課題であり，遺漏なきを期する所存である（基準9 - 2 - 3 参照）。

また，自己点検・評価における第三者評価（外部評価）の結果と同様，文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）の結果についても，認証評価制度が国際的に通用する大学の質を確保するための事後チェックとして導入された制度であることに鑑み，教育目的を達成するための努力を継続して行うための一助として，今後活用していく所存である。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

公認会計士等における職業倫理を重要視している点は、優れた点として挙げられる。しかし、弁護士実務の現場にあって、ときに、弁護士の倫理と会計士の倫理との違いを感じることもある。LEC 会計大学院には、その点を埋められるようなしっかりとした倫理教育を望みたい。特に LEC 会計大学院は、主たる学生像として公認会計士試験等の各会計資格を有している者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を想定し、これらの学生に対して、より高度で実践的な会計専門職教育・リカレント教育を提供することを教育理念としていることから、どういう会計士たるべきかまで踏み込んだ教育を望みたい。

檜田委員の評価意見

高い倫理観の涵養を教育目的の冒頭にあげていることは、プロフェッションの形成過程から、また昨今の会計職業人に関連する不祥事の発生が続いていることを勘案しても、優れているといえる。

しかしながら、専門的能力の向上や公認会計士試験の合格実績を高めることと合わせ、公正不偏な精神的態度の育成とともに倫理教育をどのように進めてゆくかを具体的にするように改善する必要があるであろう。これは、会計専門職大学院にとって共通の課題とみられる。

金井委員の評価意見

本会計大学院には「IT監査」科目がある。IT監査は今日の監査実務においては重要度を増してきている分野である。このような先端分野を授業科目として取り入れている点は、優れた点といえる。

また、今日、職業倫理が大事であるとの認識は、各会計専門職大学院が共有しているといってよい。しかし、倫理教育においてモラルをやっている大学院はどれだけあるだろうか。モラルがいかに大事なものが、モラルをどう取得するのか、それを教育しなければ、あるべき倫理教育とはいえないと考える。人には3種類ある。賢者、凡人、愚者である。賢者は自らモラルを持つ。愚者は会計専門職業人になれないだろう。よって、大事なものは、平凡人が職業倫理を身に付けて「非凡人」になることである。そのための方法論が本会計大学院の講義では提示されている。この点が優れているといえる。

もっとも、会計専門職業人の職業倫理は、いまだ体系化されているとはいえない。これは、会計専門職大学院共通の課題であるといえる。本会計大学院は、実務家教員が多いという利点を活かし、会計専門職業人の職業倫理に関し、実務における実例を通じた理論化体系化を試みるのが求められよう。

反町委員長の評価意見

職業倫理は、その重要性に鑑み、必修科目とすることを検討するべきである。それが今後の課題といえよう。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準 2 - 1 - 1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

(基準 2 - 1 - 1 に係る状況)

会計専門職業人の養成に対する社会的期待を示したものとしては、金融庁金融審議会「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」(2003(平成15)年11月17日。以下「専門職大学院における会計教育」という。)、会計分野の専門職大学院に関する検討会「会計分野の専門職大学院の教育課程等について」(2004(平成16)年4月30日)等がある。

「専門職大学院における会計教育」では、公認会計士養成の基本理念を次のように述べている。「公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・職業倫理が期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力等が一層求められている」(太字及び下線は引用者による。)。また、会計分野の専門職大学院における会計教育に対しては、「会計分野に関する専門職大学院は、会計のプロフェッションを養成する大学院ではあるが、他方では、社会人の再教育(リカレント教育志向)のために、より実践的な知識やスキルを身につける機会を提供することを目的とする履修も可能なコースを設定してカリキュラムを編成する等、必ずしも公認会計士試験合格者の輩出のためだけの大学院ではない」(太字及び下線は引用者による。)ことを求めている。

この点、本会計大学院は、主たる学生像として公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を想定し、これらの者に対してより高度で実践的な会計分野のリカレント教育を提供することを通じて、社会経済で指導的な役割を果たせる会計専門職業人を養成する、との教育コンセプトを掲げている(下記資料「教育コンセプト」参照)。そして、この教育コンセプトに基づき、養成する人材像を明確にしている(下記資料「養成する人材像」参照)。
【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】

また、本会計大学院は、前述のとおり、現に会計実務に携わる社会人等を主たる学生像として想定していることから、教育目的達成のため、大学院設置基準第14条の特例を実施している。具体的には、社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう平日昼間に加え、平日夜間及び土日(2005年度実績は土曜日のみ)にも授業を実施している(別添資料1「研究科概要」)(別添資料2「2005年度授業時間割一覧」参照)。
【解釈指針 2 - 1 - 1 - 1】

さらに、本会計大学院の教育目的の冒頭に掲げられた「高度な職業上の倫理観」を涵養するため、「職業倫理」科目を設定している。

資料 「教育コンセプト」(再掲)(本会計大学院パンフレット及びウェブサイトより)

専門職業人としての即戦力の修得

総資本主義化の21世紀において、国際経済社会で、堂々と活躍できる会計実務専門職の輩出です。そのためには、単に公認会計士試験に合格しただけではなく、専門職業人としての高い見識と倫理規範、国際会計基準にも精通した専門的実務能力、法規・基準に則った論理的ディベート能力の体得などが、必要であることは言うまでもありません。これらの即戦力の修得を目指します。

国際経済社会活躍できる公認会計士の輩出

これからの国際情勢にあわせ、国際会計士連盟(IFAC)が発表した「職業会計士教育 国際基準」を踏まえ、国際会計・監査基準の修得、職業倫理の体得を目指します。

監査証明業務と非監査証明業務に必要な知識と倫理観を体得

新公認会計士試験の合格は当然として、その上に、わが国の内閣府・金融庁・日本公認会計士協会・国際会計基準審議会(IASB)・企業会計基準委員会(ASBJ)の動向を踏まえ、公認会計士の中核的な業務である監査証明業務と非監査証明業務を全うするために必要不可欠な専門的知識の修得と高い倫理観の涵養・独立性の保持の理念を体得することを目指します。

CEO・CFOとしての役割を十分に全うできる人材の養成

高度な会計専門職業人は、監査業務・コンサルタント業務以外に、広く企業内での活動つまりMBAとしての役割・CEO(Chief of Executive Officer)・CFO(Chief of Financial Officer)としての役割が要請されています。また、行財政改革を推進する専門家としての役割が期待されています。LEC会計大学院では、これらの役割を十分に全うすることのできる人材の養成を目指します。

資料 「養成する人材像」(本会計大学院パンフレット及びウェブサイトより)

高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人

では、上述したところを前提として、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであるといえるか。

専門職大学院における会計専門職業人養成に対する社会的要請としては、**より高い資質・職業倫理**の涵養、及び**社会人のリカレント教育**等が挙げられる。

この点、本会計大学院では、教育目的の冒頭に「**高度な職業上の倫理観**」を謳うとともに、主たる学生像として企業・団体等において現に会計実務に携わる**社会人等**を想定しており、社会的期待を十分反映したものとなっている。また、教育目的を達成するため、授業科目として「**職業倫理**」科目を設定しているほか、**平日夜間及び土日に授業を実施し**、**社会人の履修環境**に具体的に配慮している。

以上より、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであるといえる。

基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

- (1) 基本科目群
- (2) 発展科目群
- (3) 応用・実践科目群

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、以下の通り教育課程を編成している。まず、履修すべき分野を5つの「領域」(「全体」、「会計」、「経営・ファイナンス」、「監査」及び「法律」)に区分のうえ、それぞれの「領域」ごとに履修すべき科目を分類する「系」を次のように編成している。すなわち、「全体」領域には「会計基盤」系を、「会計」領域には「財務会計」系・「管理会計」系を、「経営・ファイナンス」領域には「経営・ファイナンス」系を、「法律」領域には「企業法・租税法」系を編成している。そして、履修科目は、この「系」ごとに、「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の3つの段階に段階的に配置している(「会計基盤」系は「基本科目」のみ)[別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照]。

(1) について

「基本科目」では、全体、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域に「全体構造」科目を設置し、学部レベルの基礎知識の上に、各領域の全体構造を概観するとともに、各領域における理論の基本と骨格とを理解することを目的としている。そのため、基本科目として配置される「全体構造」科目は全て必修科目となっている〔下記資料「基本科目一覧」参照〕。【解釈指針 2 - 1 - 2 - 1】【解釈指針 2 - 1 - 2 - 4】

資料 「基本科目一覧」

領域	科目分類	基本科目(全体構造科目)
全体	会計基盤	経済社会における会計基盤の全体構造
会計領域	財務会計系	財務会計の全体構造
	管理会計系	管理会計の全体構造
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	経営の全体構造
		ファイナンスの全体構造
監査領域	監査系	監査の全体構造
法律領域	企業法・租税法系	企業法の全体構造
		租税法の全体構造

また、「基本科目」の特徴の一つとして、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目を設置している。学修の初期段階において学術理論に関する全般的・鳥瞰的・領域横断的理解を得ることは、その後の学修効果を飛躍的に高めるとの教育方針に基づき、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域の関連性(学際領域)に留意しつつ、あるべき会計基盤の全体を概観する〔別

添資料4「『経済社会における会計基盤の全体構造』科目概要」参照〕。【解釈指針2 - 1 - 2 - 1】【解釈指針2 - 1 - 2 - 4】

(2) について

「発展科目」では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域において、基本科目で培う全体構造の理解を前提として、より実践的な専門的知識・能力を獲得することを目的とする。また、専門職業人としての高度な倫理観を涵養すべく、監査領域の「発展科目」として、「職業倫理」科目を設置し、会計専門職業人として有すべき職業倫理について学修する〔下記資料「発展科目一覧」参照〕、〔別添資料5「『職業倫理』科目概要」参照〕。【解釈指針2 - 1 - 2 - 2】【解釈指針2 - 1 - 2 - 4】

資料 「発展科目一覧」

領域	科目分類	発展科目
会計領域	財務会計系	簿記論
		会計基準 ・
	管理会計系	原価計算 ・
経営・ ファイナンス領域	経営・ ファイナンス系	経営戦略論
		経営管理論
		ファイナンス論
監査領域	監査系	監査論 ・
		職業倫理
法律領域	企業法・租税法系	企業法
		租税法

(3) について

「応用・実践科目」では、会計、経営・ファイナンス、監査及び法律の各領域において、発展科目で修得した実践的専門知識・能力を基に、ケーススタディやディベート、パソコンを利用したシミュレーション等の参加型の教育方法により、より高度な専門知識・能力の修得、実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする。特に、各領域に「事例研究」科目を設置し（「財務会計事例研究」等7科目）、4単位（2科目）以上を必修としている〔下記資料「応用・実践科目一覧」参照〕、〔別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照〕、〔別添資料6「『財務会計事例研究』科目概要」参照〕。「事例研究」科目においては、具体的事例を取り上げディスカッションやディベートを行うことにより、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力、その他会計専門職業人として実務の現場で求められる能力の着実な養成を目指している。

その他、会計領域の管理会計系に設置している「意思決定会計」科目等においては、パソコンを利用したシミュレーションを通じ、実務の現場で直面する今日の問題の分析と実践的判断力の養成を目指している〔別添資料7「『意思決定会計』科目概要」参照〕。

【解釈指針2 - 1 - 2 - 3】【解釈指針2 - 1 - 2 - 4】

また、会計領域の財務会計系に「国際会計基準」科目を設置し、監査領域監査系に「I

IT監査」科目を設置する等、会計専門職業人として国際経済社会で活躍するために必要な知識、IT関連技術等最先端の知識を教育するための科目配置も行っている〔別添資料8「『国際会計基準』科目概要」参照〕、〔別添資料9「『IT監査』科目概要」参照〕。

【解釈指針2-1-2-3】【解釈指針2-1-2-4】

さらに、法律領域の企業法系に設置している「企業法事例研究」においては、課外授業として「あさひ・狛法律事務所」訪問を行い、法務実務の現場を体感する実地調査も実施した。(別添資料10「あさひ・狛法律事務所」訪問レポート)【解釈指針2-1-2-3】

資料 「応用・実践科目一覧」

領域	科目分類	応用・実践科目
会計領域	財務会計系	財務会計事例研究
		ディスクロージャー制度
		国際会計基準
	管理会計系	管理会計事例研究
		意思決定会計
		財務分析論
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	経営事例研究
		経営組織論（組織行動論）
		ファイナンス事例研究
		資本市場理論（プロジェクトファイナンス論）
監査領域	監査系	監査事例研究
		内部監査・内部統制論
		IT監査
法律領域	企業法・租税法系	企業法事例研究
		租税法事例研究

なお、「発展科目」、「応用・実践科目」を主に担当するのは、**現役の実務家**教員である。このことにより、「基本科目」において研究者教員の教授により培う全体構造の学術的理解を中核として、発展的、循環的、有機的に実務におけるその応用を学び、ひいては会計専門職を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことが可能となるものとする。

【解釈指針2-1-2-1】【解釈指針2-1-2-2】【解釈指針2-1-2-3】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、所要の授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されているといえるか。

本会計大学院の教育課程は、大きく5つの領域と6つの科目分類とから構成される。そして、全体領域を除く4つの領域・5つの科目分類で、それぞれ基本科目、発展科目、応用・実践科目が設定され、順次、発展的、循環的、有機的に、応用・実践的知識・能力を涵養できるよう、授業科目が体系的に配置されている。また、全体領域に配置される「**経済社会における会計基盤の全体構造**」科目は、本会計大学院の教育課程の特色をなすものであり、全般的・鳥瞰的・領域横断的理解を促し、他領域の学修効果を高める

ための科目である。

以上により、本会計大学院では、所要の授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されているといえる。

基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

本会計大学院の教育課程の体系中、「基本科目」において設置される各領域の「**全体構造**」科目(全8科目、各科目1単位)は**全て必修科目**であり、原則として1年次に履修する。この全体構造の学問的理解を中核におき、1年次又は2年次に「発展科目」を履修する。実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする「応用・実践科目」は原則として2年次に履修し、かつ「応用・実践科目」において設置される各領域の「事例研究」科目(全7科目)については、4単位(2科目)以上の履修を必修としている。また、総開設科目数36科目(63単位)のうち、会計専門職業人の根幹となる会計分野(会計基盤系、財務会計系、管理会計系及び監査系)について、21科目(37単位)を配置している。他方、高度な会計専門職業人が備えるべき資質・能力の観点から、経営・ファイナンス系及び企業法・租税法系について、15科目(26単位)を配置している〔別添資料3「2005年度カリキュラム一覧」参照〕、〔下記資料「必修単位数と開設授業科目単位数」参照〕。【解釈指針2-1-3-1】【解釈指針2-1-3-2】

資料 「必修単位数と開設授業科目単位数」

領域	科目分類	必修単位数	開設授業科目単位数
全体	会計基盤	1単位	1単位
会計領域	財務会計系	10単位以上	13単位
	管理会計系	6単位以上	11単位
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	4単位以上	16単位
監査領域	監査系	6単位以上	12単位
法律領域	企業法・租税法系	4単位以上	10単位
上記以外に、 財務会計系・管理会計系・監査系から 事例研究科目から		7単位以上 4単位以上	
		38単位以上 (修了要件 単位数)	63単位 (開設授業科目 総単位数)

「基本科目」において設置される「全体構造」科目(全8科目、1科目1単位)は全て必修

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、所要の授業科目群すべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が所要の授業科目群のいずれかに過度に偏ることが

ないように配慮されているといえるか。また，本会計大学院の目的に照らして，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されているといえるか。

本会計大学院の修了要件単位数は38単位であるところ，所要の授業科目群を合計した2005年度開設授業科目の総数は，36科目・63単位である。修了要件単位数は，本会計大学院が教育上の目的を達成できると考える単位数であり，2005年度においてはその1.75倍の授業科目が所要の授業科目群のすべてにわたって開設されている。よって，所要の授業科目群すべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているといえる。

また，開設授業科目の総単位数である63単位は，会計分野（全体領域，会計領域及び監査領域）に37単位（59%）を配当し，重点的な科目配置を行っている。その他，経営・ファイナンス領域，法律領域において26単位（41%）を配当し，会計分野以外にも幅広い科目配置を行っている。よって，所要の授業科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されているといえる。

さらに，本会計大学院の教育課程は，1年次に各領域の基本科目（必修）を履修することにより，各領域における理論の基本，骨格及び射程を理解し，その理解を中核におきつつ，発展科目（選択），応用・実践科目（選択）の履修に進むことで，順次，発展的，循環的，有機的に，応用・実践的知識・能力を養成する体系となっている。よって，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されているといえる。

基準 2 - 1 - 4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2 - 1 - 4 に係る状況）

本会計大学院の各授業科目における授業時間の設定は，下記資料 通りであり，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条¹までの規定に照らし，適切である〔下記資料 ，別添資料 2 ，及び別添資料 3 参照〕。

資料 「授業時間と付与単位数」

開設授業科目	授業時間	授業回数	単位数	開設授業科目	授業時間	授業回数	単位数
経済社会における会計基盤の全体構造	2	8	1	職業倫理	2	8	1
財務会計の全体構造	2	8	1	企業法	2	15	2
管理会計の全体構造	2	8	1	租税法	2	15	2
経営の全体構造	2	8	1	財務会計事例研究	2	15	2
ファイナンスの全体構造	2	8	1	ディスクロージャー制度	2	15	2
監査の全体構造	2	8	1	国際会計基準	2	15	2
企業法の全体構造	2	8	1	管理会計事例研究	2	15	2
租税法の全体構造	2	8	1	意思決定会計	2	15	2
簿記論	2	15	2	財務分析論	2	15	2
会計基準	2	15	2	経営事例研究	2	15	2
会計基準	2	15	2	経営組織論（組織行動論）	2	15	2
原価計算	2	15	2	ファイナンス事例研究	2	15	2
原価計算	2	15	2	資本市場理論（プロジェクトファイナンス理論）	2	15	2
経営戦略論	2	15	2	監査事例研究	2	15	2
経営管理論	2	15	2	内部監査・内部統制論	2	15	2
ファイナンス論	2	15	2	IT 監査	2	15	2
監査論	2	15	2	企業法事例研究	2	15	2
監査論	2	15	2	租税法事例研究	2	15	2

1 大学設置基準

第 21 条 略

2 前項の単位数を定めるに当たっては，一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については，十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 略

3 略

第 22 条 一年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，三十五週にわたることを原則とする。

第 23 条 各授業科目の授業は，十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

事例研究は、法科大学院において司法研修所の代替として重要視されているところであり、同じ専門職大学院である LEC 会計大学院でも、重要視すべき科目であると考えられる。この点、LEC 会計大学院においては、各領域に事例研究が配置されているのに加え、事例研究科目の中から4単位以上が必修とされており、事例研究が重要視されている点が優れている。

檜田委員の評価意見

各領域での科目分類が体系的であり、全体として分かりやすく、優れた体系といてよいと考えられる。

しかしながら、大学学部においてセミナーを履修したか否かによって卒業生の思考能力が著しく相違するといわれることから知られるように、大学院におけるセミナーの存在は学生の個性の成長を促進する上で軽視できないと考えられる。

また、歴史に関する科目が無く、実践の底流にあるとみられる基本的考え方へのアプローチという点からも、一考を要するのではないか。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、授業を担当する教員に現役の実務家教員が多いことが優れた点である。現役の実務家教員は、実務において日々問題となる論点とその実務的な解決法を教授することができる。そのことにより、学生は、知識のみならず見識、さらには胆識をも涵養する機会を得られるからである。

反町委員長の評価意見

本会計大学院のカリキュラムの特徴として、全体構造という学際的・横断的な科目を配置している点が挙げられる。この全体構造科目により、各領域における理論の基本、骨格、射程に対する理解を得たのち、順次、発展的、循環的、有機的に、応用・実践的能力を涵養する体系となっている。これは、学生にとっては非常にわかりやすいものであり、本会計大学院の優れた点のひとつである。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3 - 1 授業を行う学生数

基準 3 - 1 - 1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院の科目ごとの履修者数(2005年度)は、下記資料のとおりである。

また、ケーススタディやディベート等参加型の教育方法により、実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする授業科目においては、そのような科目の特性に応じ、特に授業教室の机をコの字型に配列する等工夫を凝らし、授業を実施している〔下記資料「2005年度開設授業科目履修者一覧」参照〕、〔別添資料11「授業風景」参照〕。【解釈指針3 - 1 - 1 - 1】

資料 「2005年度開設授業科目履修者一覧」

基本科目			
開設授業科目	履修者合計	開設授業科目	履修者合計
経済社会における会計基盤の全体構造	20	ファイナンスの全体構造	18
財務会計の全体構造	20	監査の全体構造	15
管理会計の全体構造	16	企業法の全体構造	21
経営の全体構造	20	租税法の全体構造	20
発展科目			
開設授業科目	履修者合計	開設授業科目	履修者合計
		経営管理論	10
簿記論	12	ファイナンス論	7
会計基準	19	監査論	19
会計基準	14	監査論	6
原価計算	9	職業倫理	17
原価計算	6	企業法	5
経営戦略論	7	租税法	15

応用・実践科目			
開設授業科目	履修者合計		
		経営組織論（組織行動論）	3
財務会計事例研究	9	ファイナンス事例研究	4
ディスクロージャー制度	14	資本市場理論（プロジェクトファイナンス理論）	4
国際会計基準	10	監査事例研究	5
管理会計事例研究	10	内部監査・内部統制論	8
意思決定会計	8	IT監査	13
財務分析論	13	企業法事例研究	4
経営事例研究	7	租税法事例研究	8

2005年度は、再履修者、及び他専攻・他研究科からの履修者、科目等履修生いずれも実績なし。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されているといえるか。

本会計大学院では、一の授業科目について同時に授業を行う学生数に関し、「基本科目」及び「発展科目」について、50人を標準として80人を超えないことを目安としている。この具体的数字の策定に当たっては、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（2003（平成15）年文部科学省告示第53号）、及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準を参考とした（下記資料 参照）

資料 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件及び独立行政法人大学評価・学位授与機構『法科大学院評価基準』」

<p>専門職大学院に関し必要な事項について定める件（抄）</p> <p>第6条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。</p> <p>2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。</p> <p>独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準」（抄）</p> <p>基準3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。</p> <p>（解釈指針3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。）</p>
--

この点、本会計大学院の各科目の履修学生数は上記資料の通りであり、いずれも50人未満となっている。よって、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていると形式的にはいうことができる。

もっとも、2005年度の本会計大学院の入学人数は22名であるから、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が50人未満となるのは当然である。そこで、より実質的に、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されているか否かを如何に評価すべきか、が問題となる。

思うに、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数にすることの趣旨は、教員が個々の学生に十分目が行き届く双方向・多方向的授業環境を作出することにより、教員と学生との間に醸成される心理的緊張関係を適度に保持して学生の授業に対する集中度を高め、ひいては学生の学修効果を高めることにある。

この点、本会計大学院では、授業科目の特性に応じて授業教室の机をコの字型に配列する等の工夫を凝らして授業を実施している。このような工夫により、教員が個々の学生に十分目が行き届く双方向・多方向的授業環境を作出することができている。よって、学生の学修効果を高めるという実質的観点からも、本会計大学院においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されているといえると思う。

3 - 2 授業の方法

基準 3 - 2 - 1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3 - 2 - 1 に係る状況)

(1) について

本会計大学院の教育課程は、基本科目、発展科目、応用・実践科目で編成される。基本科目では、会計専門職業人として履修すべき各領域における理論の基本と骨格とを理解することを目的とする。発展科目では、基本科目の理解を前提として、専門的知識・能力を修得することを目的とする。応用・実践科目では、発展科目で修得した専門知識・能力を基に、ケーススタディやディベート、パソコンを利用したシミュレーション等参加型の教育方法により、より高度な専門知識・能力の修得、実践的判断力や論理的思考能力の養成を目的とする。このように教育課程を体系的に編成し、授業科目の性質に応じた発展的・循環的・有機的な教育サービスを提供していることから、専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実即して具体意的な問題を解決していくために必要な分析能力及び論議の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力等を育成するための時宜に適った適切な教材等、授業方法が採用されているといえる。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 3】

特に「応用・実践科目」では、基準 2 - 1 - 2 及び基準 3 - 1 - 1 で述べたとおり、各領域に「事例研究」科目を設置し、具体的事例を教材として取り上げて、ディスカッションやディベート等を行うことにより、事実即して具体意的な問題を解決していくために必要な分析能力及び論議の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力の育成を図っている。その他、パソコンを利用したシミュレーション（「意思決定会計」科目等）、実地調査（2005 年度は「企業法事例研究」科目の課外授業として実施）等の授業方法も採用し、双方向又は多方向的な討論を通じた授業を確実に実施している。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 3】

また、授業科目の特性に応じ、随時レポートの提出を課し、レポートの口頭による説明を受けるとともに、教員・報告する学生・他の履修学生との三者間での討論を実施するよう努め、実務の現場で求められる論点析出能力、問題解決能力、文章や口頭による説明能力の育成を図っている。2005 年度については、「発展科目」に設置される「経営管理論」及び「監査論」並びに「応用・実践科目」に設置される「国際会計基準」、「管理会計事例研究」、「財務分析論」、「経営事例研究」、「監査事例研究」、「企業法事例研究」及び「租税法事例研究」にて実施した。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 3】

以上より、本会計大学院の授業科目は、会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているといえる。

(2) について

本会計大学院では、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法をシラバスに明記し、年度初頭に学生に配付している。また前期及び後期の履修登録時においては、オリエンテーション（原則全学生必須参加）を開催し、上記事項について、シラバスを参照しながら説明し、かつ個別相談に応じる機会も設けている〔別添資料12「2005年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照〕、〔別添資料13「2005年度前期履修指導要項抜粋『履修登録タイムスケジュール』」参照〕。

また、レポートを課している授業科目の成績評価方法に関しては、レポート課題に対する報告内容のみならず、レポート課題に関する討論における発言内容、問題解明への積極さ、発言数等を考慮するよう、授業科目の性質に応じ、努めていく所存である。【解釈指針3-2-1-4】

以上より、本会計大学院においては、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法が、シラバスの配付及びオリエンテーション等を通じ、あらかじめ学生に周知されているといえる。

(3) について

授業時間割は、**社会人のリカレント教育**という社会的期待を反映させた教育課程を編成することを企図し、社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう、**平日夜間、土曜日及び日曜日（2005年度は土曜日のみ）を中心に開講する編成**となっている。仕事を有せず、本会計大学院の学修に専念できる環境にある学生にとっては、平日昼間を中心に授業の予復習などの自習時間を確保できる時間割編成となっている。また、昼間の時間帯を利用して、公認会計士試験受験のための課外学習（「LEC公認会計士講座受講制度」基準7-1-3参照）を行っている学生もいる。他方、仕事を有する社会人学生にとっても、自習時間を確保できるよう、一の曜日に開講される必修科目を概ね1科目とした時間割を編成している〔別添資料2「2005年度授業時間割一覧」参照〕。【解釈指針3-2-1-5】

また、本会計大学院では、仕事を有する社会人学生にとっては、昼間に開講される授業科目を履修することが困難であることに鑑み、学生の希望を考慮し、**主として昼間に開講される授業について、集中講義を実施**している。実施に際しては、夏期・冬期休暇期間を利用して実施している〔別添資料14「2005年度夏期集中講義実施連絡」参照〕。【解釈指針3-2-1-6】

図書館は、平日9:15～20:30、土曜日9:15～17:00の時間帯で開館し、大学院専用自習室は、平日9:30～21:40、土曜9:30～17:00の時間帯で開室しており、環境面においても、特に、仕事を有する社会人学生の利用に配慮している。さらに、2006年度からは、大学院専用自習室を平日8:15～22:00、土曜日・祝日8:30～21:00、日曜日8:30～20:00の時間帯で開室し、早朝及び日曜・祝日の利用も可能にしている。また、本会計大学院事務局員は平日22:00まで待機しており、履修指導、学修上の相談、学生生活上の相談等随時個別相談に応じられる体制をとっている。【解釈指針3-2-1-5】

授業の予復習については、授業科目の性質に応じ、口頭又は具体的に関係資料を配付する等、適切な方法で教員から指示されている。特に、「応用・実践科目」に配置される科目においては、日々刻々と移り変わる実務の現場を反映した題材をケースとして取り上げるため、適宜、学生と情報共有が図れるよう、電子メールを利用し、予復習の指示を行っている科目もある〔当日限定配付資料1「『財務分析論』予復習の指示」参照〕。

【解釈指針3-2-1-5】

授業時間外での教員に対する質問の方法として、本会計大学院では、電子メールによる学修指導・相談を実施している。電子メールによる指導・相談は、時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも対応できる利点があることから、導入しているものである。本会計大学院の想定する主たる学生像が、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であること、また、現に在学生の約半数が仕事を有する社会人学生である（2005年度入学者22名中11名が働きながら学修する社会人学生）という特殊性に鑑み、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にもこの電子メールによる指導・相談を活用している。電子メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、返信によって相談に応ずるよりもむしろ、直接の面談をすることが適切であると教員が判断した場合は、学生の事情を鑑みつつ適宜面談を設定している。今後、学生及び教員の意見を聞きながら、オフィスアワーの検討を行っていくとともに、授業が終了した後、学生の報告・発言内容から、今後の成長のためのあるべき方向性を教員が示唆するような時間を持つよう努める所存である。【解釈指針3-2-1-5】

また、本会計大学院の特徴の一つとして「欠席フォロー制度」を実施している。これは、主として仕事を有する社会人学生が、仕事の都合等により授業を欠席してしまった場合、欠席回の授業を、自身の都合に合わせて、メディア（ビデオ）で補講できる制度である。欠席した場合の補講としての利用ばかりではなく、出席した授業の復習が何度でも行えるという点で利便性が高い制度であり、学生からも好評を博している。【解釈指針3-2-1-5】

「欠席フォロー制度」を利用しても履修上出席扱にはならない。

「事例研究」科目をはじめとする参加型の授業方式を採用している授業科目については、原則、同制度は利用できない。

< 公開ゼミ >

さらに、2006年8月5日には「職業倫理」科目の公開ゼミを課外授業として実施した。この公開ゼミは、企業不祥事が相次ぐ中、会計専門職業人としての在り方に悩む学生の求めに応じて開かれたものである。この公開ゼミは、会計専門職業人の養成における職業倫理の重要性に鑑み、職業倫理科目を履修していない学生にも広く解放された。また、教員も科目担当教員のほか3名（合計4名）が参加し、多角的な議論を行った。

< 社会人向け公開講座 >

本会計大学院では、下記資料（社会人講演会及びCPE認定研修）の通り、社会人向け公開講座を実施している。

< CPE 認定研修 >

CPE認定研修とは、日本公認会計士協会より継続的専門研修（CPE）に認定された研修をいい、公認会計士の有資格者に対して職業専門家としての資質の向上を図るための制

度である。

本会計大学院では、下記資料（社会人講演会及びCPE認定研修）の通り、CPE認定研修を実施している。

資料 社会人講演会及びCPE認定研修

実施日	講演者	講演者テーマ	CPE認定研修
2005/1/23	西澤脩教授	物流コスト冰山説～ロジスティクスのABCとSCM～	
2005/2/19	檜田信男教授	サーベンス・オクスリー法(SOX)セクション404の遵守と内部統制	
2005/3/13	高田博行教授	経済社会のインフラを支える「会計的思考」とは？～「会計人」を目指す方へ～	
2005/4/18	金井淨教授	職業倫理を科学する	
2005/6/18	小林健吾教授	コスト・マネジメントの系譜と経営的基盤	
2005/7/9	金子宏氏	近代税制の発達と今後の展望	
2005/9/3	斉藤静樹氏	会計基準の国際統合と公認会計士の役割	
2005/10/22	西川郁生氏	財務報告の役割と会計基準の進む方向	
2006/1/14	辻山栄子氏	業績報告をめぐる国際的な動向	

< 講義教材の改訂 >

本会計大学院では、講義教材を自社で印刷・製本しているため、毎年講義教材を改訂することが可能である。前年度の授業の経験を活かし、毎年講義教材を改訂していくことで、授業外における学修を充実させることが可能となる。

以上、列挙した事実により、本会計大学院では、授業の効果を十分にあげられるよう、とりわけ社会人を意識して、授業時間外における学習を充実させるための措置が種々講じられているといえる。

3 - 3 履修科目登録単位数の上限

基準 3 - 3 - 1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

(基準 3 - 3 - 1 に係る状況)

まず、本会計大学院における修了要件単位数及び領域ごとの必修単位数、並びに履修モデルは、それぞれ下記資料 及び のとおりである。

資料 「領域毎の必修単位数と修了要件単位数」

領域	科目分類	必修単位数
全体	会計基盤	1 単位
会計領域	財務会計系	10 単位以上
	管理会計系	6 単位以上
経営・ファイナンス領域	経営・ファイナンス系	4 単位以上
監査領域	監査系	6 単位以上
法律領域	企業法・租税法系	4 単位以上
上記以外に、 財務会計系・管理会計系・監査系から 事例研究科目から		7 単位以上 4 単位以上
		38 単位以上 (修了要件 単位数)

資料 「履修モデル」(本会計大学院設置認可申請書より抜粋)

2 年間で科目履修モデル (括弧内数字は単位数)		
	1 年次	2 年次
全体領域	・経済社会における会計基盤の 全体構造 (1)	
財務会計系	・財務会計の全体構造 (1) ・簿記論 (2) ・会計基準 (2) ・会計基準 (2)	・財務会計事例研究 (2) ・ディスクロージャー制 度 (2) ・国際会計基準 (2)
管理会計系	・管理会計の全体構造 (1) ・原価計算 (2) ・原価計算 (2)	・管理会計事例研究 (2) ・意思決定会計 (2)
経営・ファイ ナンス領域	・経営の全体構造 (1) ・ファイナンスの全体構造 (1) ・ファイナンス論 (2)	

監査領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の全体構造(1) ・ 監査論 (2) ・ 監査論 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査事例研究(2)
法律領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業法の全体構造(1) ・ 企業法(2) ・ 租税法の全体構造(1) 	
小計	26 単位	12 単位
合計	38 単位	

1 年間での科目履修モデル (括弧内数字は単位数)

1 年次	
全体領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済社会における会計基盤の全体構造(1)
財務会計系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計の全体構造(1) ・ 簿記論(2) ・ 会計基準 (2) ・ 会計基準 (2) ・ 財務会計事例研究(2) ・ ディスクロージャー制度(2) ・ 国際会計基準(2)
管理会計系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会計の全体構造(1) ・ 原価計算 (2) ・ 原価計算 (2) ・ 管理会計事例研究(2) ・ 意思決定会計(2)
経営・ファイ ナンス領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の全体構造(1) ・ ファイナンスの全体構造(1) ・ ファイナンス論(2)
監査領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の全体構造(1) ・ 監査論 (2) ・ 監査論 (2) ・ 監査事例研究(2)
法律領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業法の全体構造(1) ・ 企業法(2) ・ 租税法の全体構造(1)
合計	38 単位

2005 年度においては、標準修業年限 2 年での履修モデルの他、社会人のリカレント教育に資するという本会計大学院の目的のもと、既に実務において相当程度の実績を有する社会人学生（例えば公認会計士等）の履修を想定し、1 年での修了を可能とする履修モデルを構築し、年間履修登録上限単位数を修了要件単位数と同じ 38 単位と定め〔下記資料「本会計大学院学則（学修評価、単位授与）」参照〕、1 年間での修了を可能とされていた。しかし、2005 年度において 1 年修了の実績がなかったことに鑑み、より単位制度の実質化を図ることに重きをおいて検討した結果、2006 年度からは、年間履修登録上限単位数を 30 単位に変更（減少）し〔資料「平成 18 年度年次履行状況報告書抜粋」〕

参照), 授業時間外の学修時間をより十分に確保できるように配慮している。【解釈指針 3 - 3 - 1 - 1】

なお, 職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な学生向けに, 授業時間外の学修時間をより十分に確保する観点から, 標準修業年限を超えて最長5年間にわたり在籍を認める長期履修学生制度を2006年度より採用した。長期履修制度の利用学生数は, 2006年度現在3名である。

資料 「本会計大学院学則(学修評価, 単位授与)」

(学修評価, 単位授与)

第17条 学修の評価はS, A, B, C, Fの5段階をもって表し, このうちS, A, B, Cを合格とする。Fを不合格とする。但し, 科目の性質上, 段階評価がなじまない科目については, 合格又は不合格のみによる評価とすることがある。

2 合格した授業科目については, 所定の単位を与える。

3 学修の評価については, 客観性及び厳格性の確保のため, 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに, 当該基準に従って適切に行う。

4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため, 学生が1年間に履修できる単位数の上限を38単位とする。

同条4項については, 「1年間に履修できる単位数の上限」を30単位に変更(減少)する学則改定を行い, 2006年4月25日より適用済みである。

資料 「平成18年度年次履行状況報告書抜粋」

履修指導の方法

認可時の計画	履行状況
(a) 標準修了年限 2年 (b) 修了要件 ・ 2年以上の在学 ・ 所要の科目の履修 ・ 38単位以上を修得	標準修業年限, 修了要件, 履修科目の登録の上限については, 関係諸規程(別添資料 [大学院関連学則集]を参照)を整備し, 認可時の計画通り履行しております。
(c) 進級要件, 履修科目の登録の上限 進級要件は規程なし(留年を設けない) 履修上限は38単位	履修上限は, 30 38 単位 【留意事項を踏まえ, 単位制度の実質化を図る観点から, 年間履修登録上限を30単位に変更(減少)】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

事例研究を除く授業がビデオに収録されており、学生がそれを欠席補講や復習のために使用できるようになっている点は、優れた点として挙げられる。今後学生数が増加しても今と同様の環境を維持できるかどうかは課題といえよう。

檜田委員の評価意見

職業を持ちながらの学生は、一般に職業の多忙さのゆえに学業がおろそかになり、その力は弱いといわれる。このために職業を持たない学生から、教育の実際において同等に扱われることに不公平感が出てきがちである。

本来、両者は正の緊張状況を醸成するように作用すべきものである。これを如何に実現するかが社会人をも対象として教育するに当たっての教育方法上の課題といえるのではないか。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、講義教材を自社で印刷・製本しているため、毎年講義教材を改訂することが可能である。そのため、最先端の事例や理論を講義教材に常に盛り込むことができる点が優れている。

関口委員の評価意見

社会人がキャリアを中断せずに学修できるという点で、大学院設置基準第14条の特例の実施は非常に有益である。本会計大学院はこの特例を実施している点が優れている。

また、職業を有する者等向けに長期履修学生制度も用意され、特に職業を有する社会人に配慮した教育方法を実践している点は、本会計大学院の主たる学生像に合致する教育サービスを提供せんとするものであり、優れた点である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準 4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

(1) について

本会計大学院では、成績評価を絶対評価とし、評価基準について下記のとおり設定している。学生には、学生便覧及び履修指導要項に明記して配付し、履修登録時のオリエンテーション（原則全学生必須参加）で説明する等、周知徹底に努めている〔下記資料再掲「本会計大学院学則（学修評価，単位授与）」〕。【解釈指針 4 - 1 - 1 - 1】

< 成績の評価（成績のランク分け） >

学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し、このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格又は不合格のみによる評価とする

< 各評価の基準（各ランクの分布の在り方） >

100 点満点中，S 評価：90 点以上

A 評価：80 点以上 89 点以下

B 評価：70 点以上 79 点以下

C 評価：60 点以上 69 点以下

F 評価：59 点以下

資料 再掲「本会計大学院学則（学修評価，単位授与）」

（学修評価，単位授与）

第 17 条 学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し、このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格又は不合格のみによる評価とすることがある。

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 学修の評価については、客観性及び厳格性の確保のため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
- 4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修できる単位数の上限を38単位とする。

同条4項については、「1年間に履修できる単位数の上限」を30単位に変更（減少）する改定を行い、2006年4月25日より適用済みである。

また、成績評価における考慮要素については、各授業科目の性質に応じ、筆記試験・レポート試験・出席状況・授業中の発言内容・積極性・グループワーク作成内容・発表内容等、授業科目ごとに評価の方法を設定し、シラバスに明示して学生に配付し、周知を徹底している〔別添資料12「2005年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照〕、〔別添資料15「2005年度成績評価方法一覧」参照〕。【解釈指針4-1-1-1】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されているといえるか。

本会計大学院では、成績評価の基準が学則上に設定され、シラバスにおいてその詳細が提示されている。学則は、学生便覧によって学生に配付されており、シラバスは各年度の初めに学生に配付されている。

よって、本会計大学院では、成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されているといえる。

（2）について

本会計大学院では、具体的な成績評価に関し、以下の措置を講じている。

まず、成績評価が客観的かつ厳格に行われるよう、教員と事務局が分担して最終評価を確定している。筆記試験又はレポート試験については教員が採点している。その採点結果をシラバス上明示された評価方法（例えば、試験60%、レポート30%、出席10%）に従って算出する作業は、事務局職員が行っている。その際、出席を考慮する場合は事務局にて出席点を算出している。そして、S～Fの評価を事務局にて暫定後、再度、成績評価の基準と方法に照らし合わせ、教員及び事務局相互間で確認し、最終評価を確定している〔別添資料16「2005年度後期成績評価についての連絡」参照〕。【解釈指針4-1-1-2】

次に、成績評価について説明を希望する学生については、疑義照会を受け付けている。照会方法は、成績通知表の発行より1週間以内に疑義照会申請書〔当日配付限定資料2「疑義紹介申請書フォーマット」参照〕を提出を受け、照会内容の種類によって、学生部、教務部、または教員が回答する。疑義照会の項目は、主に、「履修申請をしているにもかかわらず当該科目欄に成績評価が記載されていない」、「当該科目における出席状況の再確認」だが、内容に応じて成績評価そのものに対する疑義も受け付けている（2005年度は疑義申請書の提出はなし）。【解釈指針4-1-1-2】

また、採点分布に関するデータは、研究科委員会（研究科における教授会）又は領域・系列別教員分科会において開示している。【解釈指針4-1-1-2】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられているといえるか。

本会計大学院では、成績評価に当たって担当教員と事務職員との間で役割を分担し、成績評価基準どおりに成績評価がなされるよう体制を整備している。また、成績評価に関する疑義照会の制度を設けることで、成績評価の正確性を確保している。

よって、本会計大学院では、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられているといえる。

（3）について

本会計大学院では、成績評価通知表に評価の基準（成績のランク分けと各ランクの分布）を記載しており、成績評価の結果を必要な情報とともに学生に配付している。また、筆記試験又はレポート試験の採点講評を配付している科目もある〔当日限定配付資料3「成績通知表サンプル」参照〕。【解釈指針4-1-1-3】

よって、本会計大学院では、成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されているといえる。

（4）について

期末試験を実施する場合は、実施方法についても厳格性を確保するため、「定期試験における受験上の注意」を学生便覧に明記してあらかじめ学生に周知した上で、試験に際して、試験監督（担当教員、助手、TA又は事務局員）が再度注意を喚起し、厳正な運営を行っている〔別添資料17「定期試験における受験上の注意」参照〕。また、再試験又は追試験においても、受験者が不当な利益又は不利益を受けることのないよう、厳正な試験の運営と成績評価を行っている。2005年度は、再試験の実績はないが、前期2授業科目各1名ずつ追試験を行い、試験の運営・成績評価ともに、正規に受験した受験生と何ら差異を生じさせることなく実施している。【解釈指針4-1-1-4】

よって、本会計大学院では、期末試験の実施方法についても適切な配慮がなされているといえる。

基準 4 - 1 - 2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、会計大学院以外の機関における履修結果をもとに本会計大学院における単位認定を行う場合について、下記のとおり学則に定め、研究科委員会審議事項としている〔下記資料 「本会計大学院学則第 18 条、第 19 条」参照〕、〔下記資料 「本会計大学院研究科委員会規則第 4 条」参照〕、〔下記資料 「年次計画履行状況調査報告書(抄)」参照〕。

もっとも、このたびの自己点検・評価の対象期間である 2005 年度においては、既履修単位の認定実績はない。今後既履修単位の認定を行う際には、下記資料に掲げられた諸要件を遺漏なきよう実施する所存である。

資料 「本会計大学院学則第 18 条、第 19 条」

(他大学院における授業科目の履修)

第 18 条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 前 2 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 19 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては前条第 1 項第 2 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 をこえない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

資料 「本会計大学院研究科委員会規則第4条」

(審議事項)

第4条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育又は研究に関する重要事項

資料 「年次計画履行状況調査報告書(抄)」

既修得単位の認定方法等

- ・ 他の大学院の会計専門職に関する授業の高度・分野・形態等を考慮し，単位認定を希望する学生の成績証明書を評価すること
 - ・ 当該学生の学術論文・研究論文・実務論文につき，これらを判定できる教員の評価を受けること
 - ・ 当該学生の既修得単位が本大学院のどの開設科目と一致ないし関連性を有するかを審査し，一致ないし関連性を有する科目が存在する場合であること
- 以上に基づき，既修得単位の単位認定を行う

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

（基準 4 - 2 - 1 に係る状況）

本会計大学院の修了要件は、基準 3 - 3 - 1 で述べたとおり、履修モデル等を参考に、2年以上の在学及び必修単位を含む38単位以上の修得と定めており、同修了要件は専門職大学院設置基準の定めを満たすものである〔下記資料 「専門職大学院設置基準第15条」参照〕、〔下記資料 「本会計大学院学則第20条」参照〕。【解釈指針 4 - 2 - 1 - 1】

また基準 4 - 2 - 1 に掲げられるア及びイについては、本会計大学院の学則第18及び第19条に定めるとおりである（下記資料 本会計大学院学則第18条、第19条（再掲）参照）。

資料 「専門職大学院設置基準 15条（専門職学位課程の修了要件）」

（専門職学位課程の修了要件）

第15条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

資料 「本会計大学院学則第20条（専門職学位課程の修了要件）」

（専門職学位課程の修了要件）

第20条 専門職学位課程の修了要件は、2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して38単位以上を修得することとする。

資料 「本会計大学院学則第18条，第19条」(再掲)

(他大学院における授業科目の履修)

第18条 本大学院は，教育研究上有益と認めるときは，本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は，学生が，外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は，別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本大学院が教育上有益と認めるときは，学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，本大学院において修得した単位以外のものについては前条第1項第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本大学院が修了要件として定める単位数の2分の1をこえない範囲で，本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

相対評価と絶対評価とが適切にバランスし、優れていると考える。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5 - 1 教育内容等の改善措置

基準 5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究、いわゆるFD（ファカルティ・ディベロップメント）への取り組みについて、以下の施策を実施している。

教員総合研修

本会計大学院では、教員の資質の維持向上を目的として、年1回、総合教員研修を実施する。2005年度においては、「授業技能向上のための心構え及びその具体的な方法」を研究科長が講義する啓蒙的方法により実施した（2006年2月2日実施）。【解釈指針5 - 1 - 1 - 3】

また、本会計大学院では事例研究を除く授業科目をメディア（ビデオ）に収録しており、そのビデオは教員でも視聴できるものとしている。教員が他の教員の行う授業の様態を視聴することにより、授業方法の向上に役立てることが可能である。さらに、専任教授等による社会人講演会を下記資料の通り実施した。この講演会は、本会計大学院の教員も受講することができる。

その他、講義研究報告会、教材研究報告会等の研修により、世界・日本の直面する問題点についての認識を深め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うための教育サービスが提供できるよう、教員の幅広い見識と教養・資質の向上に今後努める所存である。

資料（再掲） 社会人講演会及びCPE認定研修

実施日	講演者	講演者テーマ	CPE 認定研修
2005/1/23	西澤脩教授	物流コスト冰山説～ロジスティクスのABCとSCM～	
2005/2/19	檜田信男教授	サーベンス・オクスリー法（SOX）セクション404の遵守と内部統制	
2005/3/13	高田博行教授	経済社会のインフラを支える「会計的思考」とは？～「会計人」を目指す方へ～	
2005/4/18	金井淨教授	職業倫理を科学する	
2005/6/18	小林健吾教授	コスト・マネジメントの系譜と経営的基盤	
2005/7/9	金子宏氏	近代税制の発達と今後の展望	

2005/9/3	斉藤静樹氏	会計基準の国際統合と公認会計士の役割	
2005/10/22	西川郁生氏	財務報告の役割と会計基準の進む方向	
2006/1/14	辻山栄子氏	業績報告をめぐる国際的な動向	

授業評価アンケート

本会計大学院では、学生に対する発問や応答、発生の仕方、資料配付、板書、授業進捗等教育方法の改善を図るため、授業評価アンケートを実施している。2005年度においては、前期終了時に一部科目について授業進度、教材及び理解度に関する学生アンケートを実施し、後期開講中に本会計大学院のカリキュラム全般に関するアンケートを実施した。加えて後期終了後、2005年度開設授業科目全てにおいて、科目別授業評価アンケート〔別添資料18「2005年度授業評価アンケートフォーマット」参照〕を実施し、結果を全教員にフィードバックしている。2006年度においては、前期又は後期終了時にカリキュラム全般に関するアンケートを実施し、前期及び後期授業終了時に科目別の授業評価アンケートを実施する予定である。【解釈指針5-1-1-1】【5-1-1-3】

領域・系列別教員分科会

本会計大学院では、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等教育内容について改善を図ることを目的として、本会計大学院の教育課程中の領域ごと又は系列ごとに担当教員間のミーティング(本会計大学院ではこれを「領域・系列別教員分科会」と称する。)を行った。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】

領域・系列別教員分科会は、基本科目を担当する研究者教員の、高度な学問的判断や内外の学際的考察を踏まえた、これまでの長い教授経験に基づく指導を得て、各教員が「発展科目」「応用・実践科目」の教育の内容及び方法を決定し、その改善を図ることを目的とする。この領域・系列別教員分科会における議論を経ることにより、一方で授業科目間における教育内容の整合性が図られ、他方で内容の重複が防がれ、さらに授業科目相互の有機的関連を維持しつつ内容のさらなる改善を図ることが可能となる。よって、今後ますます領域・系列別教員分科会を発展させていく必要があると考える。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】

領域・系列別教員分科会の今後の検討課題としては、例えば、「応用・実践科目」で取り上げられる事例研究用教材の研究があげられる。発展科目で修得した実践的専門知識・能力を基に、ケーススタディやディベート、パソコンを利用したシミュレーション等の参加型の教育方法により、より高度な専門知識・能力の修得、実践的判断力及び論理的思考能力の養成を目的とする「応用・実践科目」においては、事例研究の教材内容をより実践的・今日的にし、また、より多面的な価値観を組み入れる必要がある。このように、領域・系列別分科会は、事例研究教材の研究のための討議の場として今後発展させていく予定である。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】【解釈指針5-1-1-4】

2005年度においては、前期開講前又は後期終了後に、全ての領域又は系列ごとに教員分科会を実施した。期末試験採点分布データや上述「カリキュラム全般に関するアン

ケート」分析結果を題材として、各授業科目の進行状況、学生の理解度、今後の授業方針等について教員間の意見交換を行うとともに、教授経験豊かな研究者教員による授業方法の評価等の実証的方法により、授業内容及び方法の改善を図った〔下記資料「教員分科会実施状況」参照〕。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】【解釈指針5-1-1-4】

資料 教員分科会実施状況

2005 年度			
教員分科会	実施日	ファイナンス系	2005/5/12 2006/2/9
財務会計系	2005/1/18 2006/2/10	監査系	2006/2/11
管理会計系	2006/2/8	企業法系	2005/1/25 2006/3/17
経営系	2006/1/17	租税法系	2006/3/17
2006 年度			
教員分科会	実施日	ファイナンス系	2006/11/17 2007/3/23
財務会計系	2006/11/6 2007/3/26	監査系	2006/11/10 2007/3/23
管理会計系	2006/11/8 2007/3/28	企業法系	2006/9/22 2007/3/16
経営系	2006/11/2 2007/3/19	租税法系	2006/10/2 2007/3/17

2006 年度については、前期終了後及び後期終了後に分科会を実施する予定であり、継続してFDへの取り組みを強化している。

研究科委員会（研究科における教授会）

本会計大学院では、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織として、研究科委員会にその機能を持たせている。上述の 教員総合研修、授業評価アンケート、領域・系列別教員分科会は、いずれも研究科委員会を通じて実施した。なお、2006 年度以降は、授業内容及び方法の改善をより充実させるべく、研究科委員会内にFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を設置した。【解釈指針5-1-1-2】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われているといえるか。

本会計大学院では、教員総合研修、授業評価アンケート、領域・系列別教員分科会及び研究科委員会により、教育の内容及び方法の改善を組織的に行っている。

さらに、本会計大学院の教育の内容及び方法を今後さらに改善していくため、研究科委員会の下にファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）が設置された。このFD委員会の設置により、本会計大学院の教育の内容及び方法の改善は、今後ますます組織的かつ継続的になされていくものと期待される。

以上より、本会計大学院では、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われているといえる。

基準 5 - 1 - 2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では，実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保のため，以下の施策を講じている。

本会計大学院では，前出基準 5 - 1 - 1 で述べたとおり，本会計大学院の教育課程中の領域ごと又は系列ごとに担当教員間のミーティングである「領域・系列別教員分科会」を実施している。領域・系列別教員分科会では，基本科目を担当する研究者教員の，高度な学問的判断や内外の学際的考察を踏まえた，これまでの長い教授経験に基づく指導を得て，主に「発展科目」「応用・実践科目」を担当する実務家教員は，理論的骨格と学問的な裏づけとを確保することが可能となる。他方，現役実務家教員が提供する最先端の会計実務についての話題よって，最新の情報・意見交換の場となり，研究者教員が有する理論的・体系的な理解を現状の実務に結びつけて考察することが可能となる。

2005 年度においては，前期開講前又は後期終了後に，全ての領域又は系列ごとに教員分科会を実施している〔下記資料 再掲「教員分科会実施状況」参照〕。

資料 (再掲) 教員分科会実施状況

2005 年度実施実績			
教員分科会	実施日	ファイナンス系	2005/5/12 2006/2/9
財務会計系	2005/1/18 2006/2/10	監査系	2006/2/11
管理会計系	2006/2/8	企業法系	2005/1/25 2006/3/17
経営系	2006/1/17	租税法系	2006/3/17
2006 年度実施実績			
教員分科会	実施日	ファイナンス系	2006/11/17 2007/3/23
財務会計系	2006/11/6 2007/3/26	監査系	2006/11/10 2007/3/23
管理会計系	2006/11/8 2007/3/28	企業法系	2006/9/22 2007/3/16
経営系	2006/11/2 2007/3/19	租税法系	2006/10/2 2007/3/17

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

LEC 会計大学院では、事例研究科目を除き授業の様子をビデオに収録している。これを学生のみならず教員の視聴にも供し、教員が教育方法を改善するための一助としている点は、優れた点であると評価できる。今後、このようなビデオを用いた教員研究を教員分科会とリンクさせ、より組織化していけば、授業内容の改善はさらに進むと考えられる。今後の課題として検討願いたい。

檜田委員の評価意見

基準5 - 1 - 2に、「実務家教員」「研究者教員」の表現が見られる。しかしながら、それらのいずれも実務の底流に流れる普遍的論理、例えば、最も実務的といわれる監査論でいえば、監査事象に関連する人々が好むと好まざるとの如何にかかわらず、従わざるを得ない論理を究明することが大切ではないか。両者はたんにそのアプローチが相違しているに過ぎないのではないか。もしも、そうでなければ、極端に言えば、一方は「文献考証」であり、他方は「断片的実務の積み重ね」ということになり、「理論」の存在が薄くなるのではないかと思われる。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6 - 1 入学者受入

基準 6 - 1 - 1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして，各会計大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準 6 - 1 - 1 に係る状況）

本会計大学院では，アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を定め（下記資料「アドミッション・ポリシー」参照），本会計大学院のパンフレット，学生募集要項，及びウェブサイトに掲載し，公表している。【解釈指針 6 - 1 - 1 - 2】

資料 「アドミッション・ポリシー」（本会計大学院パンフレット，学生募集要項，及びウェブサイトに掲載）

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/ad-general07.html>

アドミッションポリシー（入学者受入方針）

LEC 会計大学院が受け入れる学生は，会計実務専門家としての高度な実務専門能力を身につけ，将来，国内外を問わず活躍できる人物です。また，資本主義社会の発展を通してより豊かな経済社会の創造に貢献できる次世代のリーダーとして社会の第一線で活躍したいと願う，意欲的かつ向上心にあふれ，新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物です。

入学志願者に対しては，本会計大学院パンフレット及びウェブサイトに設置の趣旨，教育コンセプト，養成する人材像，並びに，基準 9 - 3 - 2 に掲げられる事項等について明記し，周知している。また，入学者選抜方法の詳細については，本会計大学院学生募集要項及びウェブサイトに明記し，周知している。【解釈指針 6 - 1 - 1 - 2】

入学者の能力等の評価，その他入学者受入に係る決定機関は，研究科委員会（研究科における教授会）であり〔下記資料 再掲「本会計大学院研究科委員会規則」第 10 条参照〕，研究科委員会の決定を踏まえ，入試の事務は，本会計大学院事務局学生部入試課において所管する。【解釈指針 6 - 1 - 1 - 1】

資料 再掲「本会計大学院研究科委員会規則第 4 条（審議事項）」

（審議事項）

第 4 条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育又は研究に関する重要事項

基準 6 - 1 - 2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院のアドミッション・ポリシーは、下記資料 (再掲) の通りである。

資料 「アドミッション・ポリシー」(本会計大学院パンフレット、学生募集要項、及びウェブサイトに掲載)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/ad-general07.html>

アドミッションポリシー (入学者受入方針)

LEC 会計大学院が受け入れる学生は、会計実務専門家としての高度な実務専門能力を身につけ、将来、国内外を問わず活躍できる人物です。また、資本主義社会の発展を通してより豊かな経済社会の創造に貢献できる次世代のリーダーとして社会の第一線で活躍したいと願う、意欲的でかつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物です。

本会計大学院の入学者選抜方法は、以下のとおりである。本会計大学院が主たる学生像として想定している、公認会計士等の有資格者、又は現職を持っている社会人を選抜できるよう、特にAO入試を重視している〔別添資料 19「2006年度学生募集要項抜粋」参照〕。

一般入試

(書類審査及び筆記試験(短答式試験及び論述式試験)と面接で選抜する)

AO入試

(「社会人であること」又は「有資格者であること」等を出願要件とし、書類審査と面接試験のみによって「意欲的でかつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物」であることを審査する)

企業推薦入試

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われているといえるか。

本会計大学院の入学者選抜においては、一方では公平性、開放性、多様性の確保のため評価尺度を多元化しつつ、他方ではいずれの選抜方法にも面接試験を課すことによって、アドミッション・ポリシーに謳う「意欲的でかつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物」であるか否かを判断することとしている。

以上より、本会計大学院では、入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われているといえる。

基準 6 - 1 - 3

会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6 - 1 - 3 に係る状況)

本会計大学院においては、一般入試、AO入試及び企業推薦入試の3つの入学者選抜方式を採用している。

一般入試は、共通の出願資格以外に出願要件を設定しないかわりに、会計分野において高度な学修を継続していくことができる資質と基礎学力が備わっているかを書類審査、筆記試験（短答式試験及び論述式試験）並びに面接試験にて審査する。これに対して、AO入試は、共通の出願資格に加えて「社会人であること」、「有資格者であること」等の一定の要件を設定するかわりに、書類審査及び面接試験のみで審査を行う。この他、企業等推薦入試があり、選考方法・選考内容はさまざまである。もっとも、アドミッション・ポリシーに謳う「意欲的かつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物」であるか否かを審査するため、面接試験を課している点は、すべての選抜方法について共通である〔別添資料 19「2006 年度学生募集要項抜粋」参照〕。

また、本会計大学院では、本学の総合キャリア学部¹に在学、又は卒業した者について優遇措置は講じていない。2006 年度入学者の中に、本学総合キャリア学部卒業生が1名いるが、学外からの志願者と同じく入学者選抜を受けて合格している〔別添資料 20「在学生の属性」参照〕。【解釈指針 6 - 1 - 3 - 1】

なお、本会計大学院では、入学者に対して寄附等の募集は行っていない。【解釈指針 6 - 1 - 3 - 2】

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されているといえるか。

本会計大学院では、自校出身者を入学者選抜上優遇する制度は採用しておらず、すべての志願者を公正に扱っている。また、本会計大学院が想定する主たる学生像にかなう志願者をより多く受け入れるため、入学者選抜方法のうちAO入試を特に重視して実施している。いずれの選抜方法においても面接試験を課し、アドミッション・ポリシーにかなう志願者を選抜するよう、体制を整えている。

以上より、本会計大学院では、会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されているといえる。

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

本会計大学院においては、一般入試、**AO入試**及び企業推薦入試の3つの入学者選抜方式を採用している。

一般入試において実施される筆記試験（短答式試験及び論述式試験）では、会計分野において高度な学修を継続していくことが出来る資質、すなわち会計大学院における履修の前提として要求される基礎的学力、判断力、思考力及び分析力の程度を審査する〔別添資料 19「2006 年度学生募集要項抜粋」参照〕。【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

面接試験においては、入学志願者 1 名と面接担当教員 2 ~ 4 名の対面方式で、入学志願者の学修意欲を審査するとともに、将来の職業人として必要な判断力、思考力、分析力表現力及びコミュニケーション能力の程度を審査する。また、面接担当教員との会話を通して入学志願者の持つ問題意識や将来へのビジョンを直接問う。本会計大学院が高度な会計分野の教育の場であることに鑑み、入学志願者には本会計大学院で学修に励み、将来の会計分野で活躍する明確な理念及び強い意欲が特に求められる。そのため、入学志願者が「意欲的かつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物」であるか否かを教員が直接検証できるよう、すべての選抜方法において面接試験を実施している〔別添資料 19「2006 年度学生募集要項抜粋」参照〕。【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

また、一般入試において実施される筆記試験については、短答式試験と論述式試験で採点者を分け、採点基準に則り採点され、短答式試験の採点結果と論述式試験の採点結果を事務局にて合算し、志願者の筆記試験の評価を算定する。一般入試、AO入試及び企業等推薦入試すべての選抜方法において実施される面接試験については、2 名 ~ 4 名の複数の教員を面接担当者として配し、面接評価シート〔当日限定配付資料 4「面接評価シートフォーマット」〕の評価方法に基づき、志願者 1 名に対して面接担当者各々が採点する。各々の採点結果を基に、事務局にて面接担当者間の平均値を算出し、志願者の面接試験の評価を算定する。そして、算定された評価の結果に基づき、研究科委員会にて入学可否の最終判断を確定する。

このように、本会計大学院では、筆記試験における採点の分担と採点基準に則った採点、面接試験における評価シートに則った複数の面接担当者による採点、及び採点者と入学可否の最終決定者の分化を行うことで、入学者選抜における客観性を確保している。

【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

基準 6 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6 - 1 - 5 に係る状況)

本会計大学院は、主たる学生像として、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、さらには、企業・団体等において **現に会計実務に携わる社会人等** を想定している。そこで、入学者選抜に当たっても、これらの学生を募集できるよう、一般入試の他、**社会人向けのAO入試及び企業等推薦入試を実施**している。AO入試では、一般入試とは異なり、社会人であること又は有資格者であること等を出願要件として筆記試験を免除する等、評価尺度を多元化し、入学志願者の能力・適正等を多面的に判定している。本会計大学院では、想定する主たる学生像である社会人等を入学させるよう、AO入試を重点的に実施している。その結果、2006年度入学者37名のうち、25名の社会人入学者を得た。

AO入試においては、他の選抜方法に共通の資格要件のほか、特に「社会人であること」、「有資格者であること」、「大学・大学院において成績優秀者であること」等のいずれかを満たすことを出願要件として定めている〔別添資料19「2006年度学生募集要項抜粋」〕。同要件を満たすことによって、筆記試験は免除され、書類審査と面接試験のみの審査となる。よって、AO入試では、入学志願者の学業成績、課外活動、実務経験、社会経験等が特に考慮されている。【解釈指針6-1-5-1】【解釈指針6-1-5-2】

また、一般入試、AO入試及び企業等推薦入試すべての選抜方法において実施される面接試験では、面接評価シート〔当日限定配付資料4「面接評価シートフォーマット」〕の評価方法に基づき所定の事項について質問する他、志願者の提出した書類に記載されている内容(大学生の場合、学業成績の他、多様な学識及び課外活動等、社会人の場合、多様な実務経験や社会経験等)についても質問し、採点に加味することで、多様な知識又は経験を有する者か否かを考慮しつつ、「意欲的でかつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物」を入学させるよう務めている。【解釈指針6-1-5-1】【解釈指針6-1-5-2】

6 - 2 収容定員と在籍者数

基準 6 - 2 - 1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院の在籍者数は、入学定員 60 名、収容定員 120 名に対し、2005 年度入学者は 22 名及び 2006 年度入学者は 37 名、計 59 名であり、収容定員を上回る状態にはなっていない。【解釈指針 6 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 6 - 2 - 1 - 2】

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

開設初年度となる 2005 年度の入学者受入については、一般入試のみの実施であったため、多様な知識又は経験を有する者を入学させることが必ずしも十分できなかった。その結果、2005 年度の入学者は 22 名（うち、社会人入学者 11 名）に留まった〔別添資料 20「在学生の属性」参照〕。

この事実を踏まえ、2006 年度入学者受入については、次のように改善を図り、実施した。まず、募集活動に当たっては、本会計大学院が主として想定する現役の実務家等がいる場所に対してダイレクトメールを発送するとともに、社会人が読むであろう雑誌への広告掲載、ウェブサイトによる告知等を行った。また、入学者選抜に当たっては、上述の社会的期待を反映させた入学者選抜を企図し、一般入試の他、AO入試及び企業等推薦入試を設け、多様な知識又は経験を有する者を入学させることに資する選抜方法・選考内容を実施した。その結果、37 名の入学者を得た。うち、社会人入学者は 25 名である。

今後は、教育課程のより一層の充実を図り、学生募集活動に注力し、アドミッション・ポリシーに基づき学修の意欲の高い学生を一人でも多く受け入れられるよう努めていく所存である。【解釈指針 6 - 2 - 1 - 2】

本会計大学院の入学者は開設 2 年目となる 2006 年度においても 37 名にとどまっております。入学定員の 60 名には未だ到達していない。しかしながら、2005 年度入学者数に対する 2006 年度入学者数の伸び率は、168%と高い数値を示している〔別添資料 20「在学生の属性」参照〕。これは、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めた結果であるといえる。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

本会計大学院は、第一に公認会計士等の有資格者、第二に現職を持っている社会人を主たる学生像として想定している。この点、本会計大学院は、土曜日・日曜日に授業を配置する等、社会人にとって学修しやすい環境を整えている点が優れている。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、想定する学生像にかなう入学者を選抜するべく、とくにAO入試に力を入れている。その結果、2006年度入学者37名のうち、70%弱に及ぶ25名の社会人入学者を得た。社会人学生が多いことは、社会経験を経ずに学部から大学院に入学した学生にも学修態度等よい刺激を及ぼしているとみられ、優れた点といえる。

なお、現状においては問題ないが、粗製濫造にならないよう、今後も引き続き選抜基準を厳守した入学者選抜を適切に行うべきである。

関口委員の評価意見

社会人がキャリアを中断せずに学修できるという点で、大学院設置基準第14条の特例の実施は非常に有益である。本会計大学院はこの特例を実施し、平日夜間及び土曜日・日曜日（日曜日の授業実施は2006年度から）に授業を配置している点が優れている。

また、職業を有する者等向けに長期履修学生制度も用意され、特に職業を有する社会人に配慮した教育方法を実践している点は、本会計大学院の主たる学生像に合致する教育環境を整備せんとするものであり、優れた点であるといえる。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7 - 1 学習支援

基準 7 - 1 - 1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法並びに成績評価の基準及び方法をシラバスに明記し、年度初頭に学生に配付し周知している。また前期及び後期の履修登録時においては、オリエンテーション(原則全学生必須参加)を開催し、上記事項について、シラバスを参照しながら説明し、かつ個別相談に応じる機会も設けることで学生への周知を図っている。また、履修指導要綱は本会計大学院ウェブサイトにも掲載し、周知を徹底している。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2】

さらに、本会計大学院が想定する主たる学生像が、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であること、及び2005年度入学者22名のうち現職を有する社会人学生が11名であることに鑑み、2005年度のオリエンテーションは、前期及び後期ともに平日の夜間の時間帯を設け、実施した。特に前期オリエンテーションにおいては、参加者全員が新入生ということもあり、教員から会計専門職大学院の設立趣旨について説明する等、学生が本会計大学院の教育課程及び履修方法を理解しやすいよう特に配慮し、実施した〔別添資料13「2005年度前期履修指導要綱抜粋」履修登録タイムスケジュール〕参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 1】

【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2】

また、本会計大学院の特長の一つとして、現職を有する社会人がキャリアを中断することなく学修できるよう「長期履修学生制度」を設けている点があげられる。これは、学生が職業を有する等の理由により標準修業年限である2年間で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて最長5年間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了する制度である。2005年度入学者のうち2名、2006年度入学者のうち1名が、同制度適用を受けている。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられているといえるか。

本会計大学院では、想定する主たる学生像が社会人等であること、又2005年度入学者の半数が現に職を有する社会人であったことに鑑み、履修ガイダンスを平日夜間に行うなど、本会計大学院の教育理念及び目的に照らして適切な履修指導を行っている。

以上より、本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられているといえる。

基準 7 - 1 - 2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院では、以下のように学習相談、助言体制の整備を行っている。

教員懇親会

学生にとって、自身の成長のためにあるべき方向性を示唆してくれる教員との交流は、教育課程上の成果の実現に極めて有益である。本会計大学院では、学生・教員双方の希望に応じて、懇親会の設定を行っており、助言体制の整備を行っている。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

2005 年度前期、「経済社会における会計基盤の全体構造」科目において、担当教員と学生の懇親会を実施した。現職を有する社会人が参加できるよう、いずれも平日 20 : 10 ~ 21 : 40 の時間帯を 3 日間設定し、在籍者 22 名（休学者 1 名含む）のうち 21 名の参加を得た。懇親会では、求められる会計専門職業人像、履修計画、将来のキャリア構築等について教員から学生各人へ助言を与え、学生には好評であった（下記資料参照）〔別添資料 21「懇親会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

資料 学生の声（本会計大学院ウェブサイトより）

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

■ 学生生活の感想・今後の抱負についてお聞かせ下さい。

学生生活の感想

～2005年1期生 H さん(25歳)～

会計基盤の全体構造の講義では、目からウロコの連続でした。会計というものが単なる企業のための道具ではなく、会計を学ぶということが様々なものの見方、考え方を身に付けることにつながっていることを知ることができました。また、ほとんどの科目で懇親会があり、先生方との距離も近く、なんでも相談できるという点は、いいと思います。

学生相談会

本会計大学院では、前期及び後期の授業開講中に、履修指導、学修上の相談、学生生活上の相談又は将来のキャリア構築についての相談を目的として、学生相談会（任意参加）を実施している。これは、教員及び事務局が被相談者となりで学生個々人の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。2005 年度においては、前期 6 月（任意参加）及び後期 12 月（全員参加）に実施し、教員 1 名と事務局員 1 名が、学生 1 人 1 人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプランについての相談に応じた。また、現職を有する社会人を考慮し、学生個々の都合に合わせて予約制で実施した〔別添資料 22「学生相談会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 2 - 2】

メール相談

本会計大学院の想定する主たる学生像が、公認会計士試験等の各種会計資格に合格した者、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等であることに鑑み、また、現に在学生の約半数が仕事を有する社会人学生である(2005年度入学者22名中11名が働きながら学修する社会人学生)という特殊性に配慮し、本会計大学院では、24時間受付可能な電子メールによる学修指導・相談を実施している。電子メールによる指導・相談は、時間を特定したうえで実施するオフィスアワーに比べ、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも対応できる利点があることから、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。電子メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、返信によって相談に応ずるよりもむしろ、直接の面談をすることが適切であると教員が判断した場合は、学生の事情を鑑みつつ適宜面談を設定している。また、本大学院事務局員は平日は9:00~22:00、土曜9:00~17:00まで待機しており、履修指導、学修上の相談等随時個別相談に応じられる体制をとっている。【解釈指針7-1-2-1】【解釈指針7-1-2-2】

では、上述したところを前提として、各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされているといえるか。

本会計大学院では、教員懇親会、学生相談会及びメール相談を整備しており、学生に対する学習相談、助言体制の整備としては、必要な水準を満たしているといえる。

今後、学生支援体制の充実・向上という観点から、学生の要望を踏まえつつ、適切に対応することが課題といえよう。

基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

本会計大学院では、授業の際に、米国公認会計士有資格者や公認会計士有資格者をはじめとする各種会計資格者を T A (ティーチング・アシスタント) として配置し、授業前後の学生の学修相談、履修相談、その他将来のキャリア構築に関する相談に応じさせている。【解釈指針 7 - 1 - 3】

また、本会計大学院の特徴の一つとして、「LEC 公認会計士講座受講制度」を実施している。同制度は、公認会計士試験の合格を目指す学生を対象に、学校設置会社である株式会社東京リーガルマインドが運営する民間教育機関の公認会計士受験対策講座を課外で受講することを認める制度である。この制度は、公認会計士試験の合格を目指す学生の好評を博しており(下記資料 参照)、2005 年度においては 21 名、2006 年度においては 15 名の利用者を得ている。この制度の利用に当たっては、本会計大学院の教育課程を履修する上で支障がないか審査を行い、受講の可否を決定している。また、学生が当該公認会計士受験対策講座を担当している民間教育機関の講師に 1 対 1 の直接面談方式で受験相談できる機会を、前期及び後期に設けている。2005 年度においては、前出基準 7 - 1 - 2 で述べた、学生相談会の実施に合わせて、同受験相談会も実施した〔別添資料 22「学生相談会実施のお知らせ」参照〕。【解釈指針 7 - 1 - 3】

さらに、本会計大学院では、大学の学部等において会計を学んでいない学生等を対象として、学校設置会社の民間教育機関の教材を用いて補完的な講義を行う「入学前学習制度」を 2006 年度より設けている(下記資料 参照)。この入学前学習制度は、2006 年度入学者では 8 名の学生に利用されている。

資料 学生の声(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

～2006年2期生 K・Jさん(46歳)～

LEC 会計大学院を選んだ理由として、次の5つが挙げられます。

1. 大学院の設置趣旨および教育カリキュラムが公認会計士を目指す自分の意思に沿うものであること
2. 実務者を含む著名な先生方との関りが授業や課外でも密接に図れると期待できること
3. 課外プログラムとして公認会計士受験対策が整っていること
4. 公認会計士受験と並行して勉強するうえでは「昼夜開講制、必修単位数、通学時間(立地)」どれをとっても自分にとって最善の学習環境であること
5. 学生に対するフォロー体制が整っていること

～2005年1期生 T・Sさん(36歳)～

自分は30歳代半ばという働き盛りであることもあり、

1. 開講時間帯(夜間中心)
2. 通学アクセス
3. 教授陣の充実度
4. 会計士試験のバックアップ制度

の順でLECに魅力を感じました。

(1)～(4)のどの1つが欠けても、LECを希望しなかったと思います。

資料 入学前学習制度(本会計大学院ウェブサイトより)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/support/jizen-gakusyu.html>

LEC会計大学院 > フォローシステム > 入学前学習制度

入学前学習制度

LEC会計大学院では、4月の入学前に簿記・英語などの基礎学力を身につけておきたい方のために、入学手続きを終えた希望者を対象とする「入学前学習制度」を設けています。

入学前学習制度は、大学院で行われる高度な会計実務専門教育を受ける前に、あらかじめ簿記・英語などの基礎学力を固めることによって、大学院での教育効果を高めることを目的とする制度です。

入学手続きを終えた希望者にライセンススクールLEC(株式会社東京リーガルマインド)の各種講座を入学前に受講していただくシステムです。

※入学前学習制度の利用には、別途受講料(正規受講料の5割程度)が必要となります。
詳細は、LEC会計大学院事務局までお問合せ下さい。



※写真はイメージです。

7 - 2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、学生の経済的支援のため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を利用可能としている〔下記資料「2005年度奨学金利用実績」参照〕。また、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口を設置し、学生の生活相談、各種ハラスメント相談に関する、助言・支援体制が整備されている(2005年度中に準備し、2006年5月1日より相談窓口開設)。また、2006年4月1日より厚生労働省教育訓練給付制度が適用可能となったことで、学生に対する経済的支援体制はさらに充実したところである。

【解釈指針 7 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 2 - 1 - 2】

上記体制については、本会計大学院パンフレット、ウェブサイト、授業教室、LEC大学学生部窓口、学生ラウンジ、本会計大学院ウェブサイトの在学生専用サイト等に記載し、学生への周知を図っている。【解釈指針 7 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 2 - 1 - 2】

また、学生からの日常的な相談又は要望については、都度大学院事務局員が応じ、可能な限り学生の悩みを解消し、又要望を実現できるよう努めている。これら事務局員の活動は、学生からも評価を受けているところである(下記資料 参照)。

資料 「2005年度奨学金利用実績」

第1種奨学金・・・2名

第2種奨学金・・・4名

2005年度入学者合計 22名

資料 学生の声(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

～2005年1期生 S・Kさん(24歳)～

LEC会計大学院の魅力の一つとして大学院スタッフと学生の距離の近さがあげられます。大学院スタッフと学生が共になって、LEC会計大学院をより良い大学院にしようという意欲に満ちており、大学院全体にエネルギーがあります。日本における株式会社立大学院第一号として、必ず成功させようという決意を感じます。

7 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 7 - 3 - 1

身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 3 - 1 に係る状況)

身体に障害のある学生の受入について，本会計大学院の現状は，以下の通りである。

本会計大学院の授業棟及び大学院専用自習室は全てエレベーターが完備されているので，足に障害のある者については，現状においても十分受入可能である。また，授業の板書に関しても，既に「欠席フォロー制度」(基準 3 - 2 - 1 参照)のために，本会計大学院の助手が作成しているので，ノートテーカーが既に事実上用意されている体制にある。なお，実際に受入となれば，介助者を配置，履修上の特別措置の制度化等，制度面，人的支援の面では，対応策に努める所存である。【解釈指針 7 - 3 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 3 - 1 - 3】

他方，施設・設備面の対策は必ずしも即応できないのが実情である。本会計大学院は，構造改革特別区域法に基づく特例措置 821 (801-1)(校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業)の適用を受け開設された専門職大学院であり，校地・校舎の大部分が借用物件である。従って，本会計大学院使用設備のバリアフリー化を図る際には，本会計大学院の一存では決められず，賃貸人との交渉が必要になるという特殊事情が存在するためである。【解釈指針 7 - 3 - 1 - 2】

以上より，障害のある学生については，本会計大学院の現状の設備まま，制度面と人的支援面を充実させることによって学修が可能になる場合においては，受入が実現可能と考える。制度面と人的支援面の充実によって学修が可能となる場合には，本会計大学院では最大限支援するよう努める所存である。【解釈指針 7 - 3 - 1 - 1】【解釈指針 7 - 3 - 1 - 3】【解釈指針 7 - 3 - 1 - 2】

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7 - 4 - 1 に係る状況）

本会計大学院では、以下のように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導又は助言を行っている。

本学では、学生の進路指導を行う専門の部署である進路支援センターを置き、学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理に日々努めている。進路支援センターには、企業等からの求人情報が揃えられていることはもとより、就職に関する書籍が 100 冊程度、面接対策等に関するビデオが 20 本、それぞれ用意されており、学生が随時閲覧・視聴できるようになっている。また、進路支援センターには常勤の職員が置かれており、学生が随時進路指導や助言を求めることができる体制を整えている。その他、進路支援センターから学生に対する積極的情報提供として、各種のガイダンスを適宜行う予定である。

この進路支援センターは、学部と会計大学院の共用施設であり、2005 年度においては、開設初年度である会計大学院生に対するガイダンスの実績はない。もっとも、本会計大学院の 2005 年度入学者 22 名のうち、現職を有しない学生が 11 名在籍しており、今後これらの学生に対する的確な進路支援活動が必要となる。学部生に対する進路支援の過程で培ったノウハウ・実績等を応用して、これらの学生に対する適確な進路支援を行う所存である。

また、本会計大学院には現役の実務家教員が多いことから、教員からも進路決定の一助となるような情報提供を受けることが可能である。課外授業として法律事務所を訪問することも行っており（基準 2 - 1 - 2 及び別添資料 10 参照）、事務所の現場を体験することによって、進路選択の一助とできるよう配慮している。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

金井委員の評価意見

本会計大学院では、想定する学生像にかなう入学者を選抜するべく、とくにAO入試に力を入れている。その結果、2005年度入学者の半数11名の社会人入学者を得た。社会人学生が多いことは、社会経験を経ずに学部から大学院に入学した学生にも学習態度等よい刺激を及ぼしていると思われる、優れた点といえる。

関口委員の評価意見

社会人で仕事と学修との両立が難しい学生については、長期履修制度も用意されている。多様な社会人の学修環境が整えられている点は、社会人等を主たる学生像とする本会計大学院の教育理念に合致するものであり、優れていると評価できる。

反町委員長の評価意見

本会計大学院では、法律事務所訪問を課外授業として行うこと等により、学生が実務の現場を体験できるような機会を設けている。これは、本会計大学院の教員として、現役実務家を数多く招致していることの効果といえ、優れた点であるといえる。ただし、会計事務所訪問等を行うことは、今後の課題である。

また今後、修了生のうち公認会計士の受験に専念する者がいる場合、TAとして採用する等の方策により、学生の学修支援体制のさらなる充実に努めることが今後の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8 - 1 教員の資格と評価

基準 8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職大学院（学校教育法第 65 条第 2 項）である。専門職大学院の制度趣旨が理論と実務を架橋して実践的な教育を行うことにあることからすれば、専門職大学院においては、その教育上、学術の理論について深い学識を有する研究者教員と、学術理論の実務における応用について卓越した能力を有する実務家教員との両者が、必要不可欠であるといえる。専門職大学院設置基準第 5 条第 3 項²において、実務家教員の配置義務が規定されているのは、その現れであると解される。

本会計大学院は、高度専門職業人のうち、とくに会計専門職業人の養成を目的として設置されている。そこで、本会計大学院では、会計専門職を担うための深い学識を培うため、それぞれの専門分野における学術の理論に通暁した当代一流の研究者を教員として多数任用している。また、会計専門職を担うための卓越した能力を培うため、各学術理論の実務における応用に通暁した経験豊富かつ現役の実務家を教員として多数任用している。

そして、本会計大学院が任用した教員のうち専任教員は、全員、文部科学省による教員審査において教授で合格しており、当該科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている。

また、本会計大学院は、総計 25 名の教員を擁しており、そのうち、専任教員は 23 名である。学生の収容定員を専任教員数により除した数（専任教員 1 名あたりの学生数）は、1.0 人となっている。従って、「専門職大学院設置基準（2003（平成 15）年文部科学省令第 16 号）」第 1 条第 1 項の定める教員・学生比（収容定員 15 人につき 1 人の専任教員）は、十分にこれを満たす水準にある（基準 8 - 2 - 1 参照）。

² 専門職大学院設置基準

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 (略)

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

よって、本会計大学院には、その種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているといえる。

基準 8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院には、高度専門職研究科会計専門職専攻のみが設置されている。

そして、本会計大学院が任用した専任教員は全員、文部科学省による教員審査において教授として合格している。すなわち、本会計大学院の全教員は、基準 8 - 1 - 2 各号のいずれかに該当し、かつ、当該科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている者である。

なお、専門職大学院の専攻における専任教員は、学部等の専任教員の数に算入することができないのが原則である(専門職大学院設置基準第5条第2項)。もっとも、経過措置として例外的に、学部等との併任教員が一定の割合で認められている(専門職大学院設置基準附則第2項本文³)。

この点、本会計大学院の専任教員中、学部との併任教員数は2名であり、規定の範囲内(6名以下)に収まっている。【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

以上より、教育上必要な教員のうち、所要の要件に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として本会計大学院に置かれている。

³ 専門職大学院設置基準 附則

2 第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年度までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本学における教員の採用及び昇任は，学則に則り，以下のように行われている。

教員の任用に関しては，その基本的事項につき形式的に学校経営委員会において審議・決定するものの，その細目的事項については，すべて実質的に研究科委員会において審議し，実質的に決定している（下記資料 参照。なお，基準 9 - 1 - 3 参照）。

教員の昇任にしては，学則上，教学面の独立性に配慮して学校経営委員会から切り離されており，学長の決定事項となっている（下記資料 参照）。

資料 教員の任用に関する学則規定

学校経営委員会規則（抄）

（業務）

第3条 学校経営委員会は，学校経営に関する以下の事項について審議し，決定する。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他，学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

2 学校経営委員会は，設置学校の長を任命する。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は，次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

資料 教員の昇任に関する学則規定

教員任用規則

（昇任）

第6条 専任教員任用規則別表の選考基準によって，学長が適当と認められた者は，昇任することができる。

2 専任教員の昇任時期は，原則として4月とする。

以上より、本会計大学院においては、教員の採用及び昇任に関し、研究科委員会の独立性が確保されるとともに、教員によるピアレビューにより、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

8 - 2 専任教員の配置と構成

基準 8 - 2 - 1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準 8 - 2 - 1 に係る状況）

本会計大学院は、高度専門職研究科の下に会計専門職専攻を置く、会計分野の専門職大学院である。学生の収容定員は120名、2005年度の本会計大学院の専任教員数は23名（うち、教授数は23名）である（別添資料24「専任教員別授業負担」参照）。

では、以上の事実を前提として、本会計大学院の専任教員数は、基準 8 - 2 - 1 を満たしているといえるか。

まず、基準 8 - 2 - 1 が定める、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二による研究指導教員に準じて専門職大学院に置くべき専任教員数は、下表中ののとおり7名である。また、基準 8 - 2 - 1 が定める、同告示の第2号、別表第一及び別表第二による研究指導補助教員に準じて専門職大学院に置くべき専任教員数は、下表中ののとおり4名である。したがって、会計分野の専門職大学院に置くべき専任教員数は、11名である。

この点、本会計大学院の専任教員数は、前述のとおり23名（うち、教授数23名）であることから、この基準を十分満たしているといえる。【解釈指針 8-2-1-4】【解釈指針 8-2-1-2】

では、学生の収容定員数との関係で、基準 8 - 2 - 1 が定める基準を満たしているといえるか。

基準 8 - 2 - 1 によれば、専門職大学院には、収容定員数15人につき1人の専任教員を置く必要がある。

この点、本大学院の収容定員は120名であることから、収容定員に応じて置くべき専任教員数は、8人である。そして、本会計大学院の専任教員数は、前述のとおり23名であることから、この基準を十分満たしているといえる。【解釈指針 8-2-1-4】【解釈指針 8-2-1-2】

研究指導教員数に準じて置くべき専任教員数	:	$5 \times 1.5 = 7.5$ 人	7人。
研究指導補助教員に準じて置くべき専任教員数	:	$9 - 5 = 4$ 人。	
+ = 7 + 4 = 11 人			
収容定員に応じて置くべき専任教員数	:	$120 \div (20 \times 3/4) = 8$ 人	

本会計大学院は、高度専門職研究科の下に会計専門職専攻の一専攻のみを置いている。そして、これらの専任教員は、専門職学位課程について会計専門職専攻の一専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針 8-2-1-1】

また、これらの教授は全員、文部科学省による教員審査において教授として合格している。よって、本会計大学院の全教員は、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている。【解釈指針 8-2-1-3】

以上より、本会計大学院には、基準 8 - 2 - 1 を満たす専任教員が置かれている。

基準 8 - 2 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8 - 2 - 2 に係る状況)

本会計大学院は、以下の通り、専任教員を科目別に配置している。

まず、会計、監査、経営、ファイナンス及び法律の各分野の根幹をなす基本科目（全体構造）には、**当代一流の研究者教員**を担当として配置している。これは、基本科目（全体構造）が各分野の全体構造を概観するとともに、各分野における理論の基本、骨格及び射程を理解することを目的とするものであるため、教育効果を有効あらしめるためには、各分野の全体に対する幅広い学識や深い理解、さらには長年の経験に基づく教授力を兼ね備えた大学者が必要となるためである。

他方、基本科目履修を前提とした発展科目や応用・実践科目には、実務経験豊かな**現役の実務家教員**を担当として主に配置している。これは、実務と理論とを架橋して実践的な教育を提供せんとすることが専門職大学院制度の趣旨であることに鑑み、実務における最新かつ最先端の情報・知識・研究成果を、学生に教授するためである。

本会計大学院は、有資格者や社会人を主たる学生像としていることから、特に卓越した学識を有する研究者教員と、実務の最先端で活躍する現役の実務家教員とを配置することとしている。このような教員配置については、学生の支持も厚いところである（下記資料 参照）。【解釈指針 8-2-2-1】

なお、本会計大学院の専任教員の年齢構成については、年次計画履行状況調査においてその偏りが指摘されているが、漸次その改善に努めているところである。具体的には、2006年度より、70代の教員1名に替わって50代の教員1名を新たに迎えている。【解釈指針 8-2-2-2】

資料 学生の声（抄。本会計大学院ウェブサイトより）

(http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html)

～2006年2期生 N・Tさん(23歳)～

実務家の先生方から、現在進行形の「会計」を学べること、そして著名な名誉教授陣の講義を間近で受けられることが最大の理由です。さらに、資格試験予備校としての実績豊かなLECが経営しているのも、試験事情も熟知しており、効果的なサポートを受けられると期待したからです。

～2005年1期生 S・Kさん(24歳)～

私がLEC会計大学院を選んだ理由は、「CPA+MBA」という当大学院の基本理念が、私が大学院に期待するモノとピッタリ重なったからです。本来、大学を卒業したら公認会計士の予備校に通おうと思っていた者ですので、いくら実用的な授業を受けても、試験対策をしなければ意味がありません。大学院と予備校のダブルスクールで二重にお金を払うのも嫌でした。その点、LEC会計大学院は、大学院生に対して、資格の学校LECの公認会計士講座を受講できるバックアップサービスを設けてくれています。また、教授陣に関しては、元公認会計士協会会長や一流大学の名誉教授、公認会計士や弁護士として実際に活躍されている実務家らが招かれており、実に多彩で実用的な授業を展開してくれています。公認会計士を目指す者ならば、迷わずLEC会計大学院に入学するべきだと思います。

以上より、本会計大学院における専任教員の科目別配置等のバランスは、適正であるものと考えている。

8 - 3 研究者教員

基準 8 - 3 - 1

研究者教員（次項 8 - 4 - 1 で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね 3 年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

（基準 8 - 3 - 1 に係る状況）

(1) 教育歴について

本会計大学院における研究者教員 7 名は、その全員が、他大学において名誉教授の称号を付与されている 当代一流の研究者 である。これらの研究者教員は、いずれも 30 年以上の教育歴を有している。

したがって、本会計大学院の研究者教員は、いずれも 3 年以上の教育歴を有している。【解釈指針 8-3-1-1】

(2) 高度の研究の能力について

研究者教員の 7 名は、上述のように、いずれも他大学において名誉教授の称号を付与されている当代一流の研究者であり、過去数十年にわたり赫々たる研究業績をあげていることから、その研究能力については疑うべくもない。

また、これらの研究者教員はすべて 文部科学省による教員審査において教授として合格 しており、担当する授業科目に係る教育研究の能力があるものと公的に認定されている。

したがって、本会計大学院の研究者教員は、いずれも担当する授業科目に係る高度の研究の能力を有する。【解釈指針 8-3-1-1】

なお、本会計大学院では、2006 年 6 月に紀要の第 1 号を発行した（下記資料 参照）。この紀要には、研究者教員 5 名及び実務家教員 2 名の研究論文、並びに実務家教員及び研究者教員の対談及び座談会が掲載されている。次号以降もさらなる研究の成果を提示し、会計専門職大学院の発展に寄与する所存である。

資料 LEC 会計大学院紀要第 1 号（本会計大学院ウェブサイトより）
（<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/system/kiyou.html>）

研究科紀要

LEC 会計大学院では、このたび、学術研究論文集「LEC 会計大学院紀要」第1号を発行致しました。LEC 会計大学院の専任教員は、わが国会計・監査・経営・ファイナンスの分野において多くの実績を築き、現在および将来のわが国の学界をリードする高名な教授の方々です。この専任教員の深い学識と卓越した能力のもと、開学2年目にして、学術研究の成果を発表することができました。次号以降も、更なる研究の成果を提示し、会計大学院の発展に寄与してまいりたいと思います。

 LEC 会計大学院紀要第1号



以上より、本会計大学院における研究者教員は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目に係る高度の研究の能力を有する者である。

8 - 4 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

基準 8 - 4 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8 - 4 - 1 に係る状況）

専門職大学院においては、「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であることが必要である（専門職大学院設置基準（2003（平成 15）年文科省令第 16 号）第 5 条第 3 項，専門職大学院に関し必要な事項について定める件（2003（平成 15）年文科省告示第 53 号）第 2 条第 1 項）。基準 8 - 4 - 1 は、この法令上の要件を確認したものである。

この点、本会計大学院の専任教員 23 名のうち、実務家教員は 16 名であり、その割合は約 7 割弱であることから、基準 8 - 4 - 1 が確認する法令上の要件を十分満たす水準にある。

また、これら実務家教員 16 名のほとんどが現役の実務家であり、16 名全員が 5 年以上の実務経験を有している。なお、30 年以上の実務経験を有する者が 6 名、20 年以上 30 年未満の実務経験を有する者が 5 名置かれている。

そして、これらの実務家教員は、すべて文部科学省による教員審査において教授として合格している。したがって、基準 8 - 4 - 1 が確認する上記法令上の要件を満たしていることが、文部科学省によって公的に認定されているといえる。

以上より、本会計大学院の専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。

8 - 5 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8 - 5 - 1

各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8 - 5 - 1 に係る状況)

本会計大学院における教育上主要と認められる科目とは、第一に本会計大学院の教育課程の各領域に配置されている各全体構造科目、第二に会計分野のコア科目(会計領域の下に分類されている財務会計系及び管理会計系、並びに監査領域の下に分類されている監査系の各科目)をいうものとする。

本会計大学院において教育上主要と認められるこれらの科目については、2005 年度、それら科目に原則として専任教員が配置されている(別添資料 23 主要科目における専任教員配置)。【解釈指針 8 - 5 - 1 - 1】

以上より、本会計大学院において教育上主要と認められるこれらの科目について、そのうち選択必修科目についてはそのおおむね7割以上が専任教員によって担当されていることを含め、原則として専任教員が配置されている。

8 - 6 教員の教育研究環境

基準 8 - 6 - 1

会計大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8 - 6 - 1 に係る状況）

2005 年度における本会計大学院の専任教員の授業負担は別添資料 24（科目担当教員表）のとおりである。全教員の授業負担が学部等を通じて年間 24 単位以下である。

よって，本会計大学院の専任教員の授業負担は，2005 年度においては，適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針 8-6-1-1】

基準 8 - 6 - 2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 6 - 2 に係る状況)

本会計大学院の専任教員の授業負担は、別添資料 24 (科目担当教員表) のとおりであり、授業負担は大きくない。よって、本会計大学院の専任教員は、常に研究に集中できる時間を確保できる環境にある。また、実務家の教員は、実務における活動がそれ自体重要な研究であるといえる。その上で、必要な場合には、研究専念期間を確保するよう努めて参りたい。

基準 8 - 6 - 3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 6 - 3 に係る状況)

本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、2005 年度においては、専任教員 23 名に対し、助手 2 名及び T A 4 名を置いている。

助手 2 名は、ともに後期博士課程の単位取得満期退学者であり、1 名は後期博士課程において経済学専攻の在籍者、1 名は 2005 年度現在他大学経済学部において非常勤講師として教鞭をとっている者である。

他方、T A は、米国公認会計士の有資格者 1 名をはじめとする、各種会計有資格者である。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれているといえるか。

この点、助手 2 名は経済学専攻の後期博士課程を単位取得満期退学又は在籍中の者であり、会計分野の専門職大学院である本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する。

また、T A は、いずれも各種会計有資格者であることから、これらもまた、本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する。

以上より、本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれている。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

専任教員について、株式会社立の大学院として、誰しものが納得できるように、どのように概念構築をするのが、近い将来において解決すべき課題といえる。

金井委員の評価意見

本会計大学院は、理論と実務とを架橋して実践的な教育を提供するという専門職大学院の理念をよりよく果たすべく、実務家教員には現役の者を教員として任用することを方針として授業負担に配慮している点が優れている。

反町委員長の評価意見

本会計大学院は、現役の実務家教員を多く任用している。このことにより、学術理論の実務における応用を最新事例を駆使して説明することができ、学問と実務を架橋して実践的な教育サービスを提供するという専門職大学院の理念をよりよく実現できる体制となっている。これは、学生からも広く支持を受けているところであり、本会計大学院の優れた点であるといえる。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9 - 1 管理運営の独自性

基準 9 - 1 - 1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

(基準 9 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院では、大学院の運営に関し教学面に係る重要事項を審議する組織として**研究科委員会**(研究科における教授会)を置いている。この研究科委員会は、学則(研究科委員会規則)に基づき、本会計大学院の専任教授によって組織されることを原則とする。もっとも、研究科委員会で必要と認められれば、専任の助教授その他の教育職員を加えることができるものとしている。また、本会計大学院では、研究科に専任の研究科長を置き、研究科委員会を主宰するものとしている(下記資料 参照)。**【解釈指針 9-1-1-1】****【解釈指針 9-1-1-2】**

さらに、事務組織についても、学部の事務組織から独立した**大学院事務局**を設置し、専任の事務局長を置いている。

資料 研究科委員会規則(抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則第10条第4項の規定に基づき、LEC 大学大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の組織運営等に関し必要な事項を定める。

(研究科委員会)

第2条 研究科委員会は、LEC 東京リーガルマインド大学大学院(以下「本大学院」という)が円滑な教育研究を行うために設置されるものである。

2 研究科委員会は、研究科長、専任の教授をもって組織する。

3 研究科委員会において必要と認められれば、専任の助教授、講師及び非常勤講師を参加させることができる。

(審議事項)

第4条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) その他、研究科の教育または研究に関する重要事項

(議長)

第5条 研究科委員会に議長を置き、学長が任命する研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科委員会を主宰する。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有しているといえるか。

この点、本会計大学院では、上述のように、学部の教授会から独立して研究科委員会を置き、本会計大学院の教学面に係る重要事項を審議している。研究科委員会は、本会計大学院の専任教員で構成されていることから、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みであり、独立の運営の仕組みであるといえる。

また、事務組織についても、学部の事務組織からは独立した大学院用の事務局を置いて運営を行っている。本会計大学院事務局は、本会計大学院の専任職員で構成されていることから、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みであり、独立の運営の仕組みであるといえる。

以上より、本会計大学院は、本会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有している。

基準 9 - 1 - 2

会計大学院の教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜に関する重要事項については，会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

本会計大学院においては，下表の通り，教学面に関する重要事項を審議する会議がそれぞれ置かれている。いずれの会議についても，当該会議における審議結果に従って具体的な運営が行われるという意味で，十分尊重されている（各規定の内容については，下記資料 参照）。とりわけ，**研究科委員会についてはその独立性が保障**されており，その審議結果に従った運営が確保されている（研究科委員会開催実績及び主な議題につき，下記資料 参照）。

重要事項	審議主体	根拠規定
教育課程	研究科委員会	研究科委員会規則第4条第1号
教育方法	教員分科会	研究科委員会規則第22条
成績評価	各授業担当教員 ¹	
修了認定	研究科委員会 ²	研究科委員会規則第4条第2号
入学者選抜	研究科委員会	大学院学則第26条第4項，第27条，研究科委員会規則第4条第2号

¹ 成績評価は，学修到達度を測定するという観点から，当該授業を担当する教員が行っている。

² 修了認定については，2005年度においては該当なし（2005年4月より開設のため）。

資料 関連学則（抄）

大学院学則（抄）

（入学審査）

第26条 入学者の選抜は，入学志願者につき，次の各号の範囲内において，研究科の定めるところにより行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接
- (3) 出身大学の学業成績

2 前項1号及び3号に関しては，公認会計士試験短答式試験合格者又はそれと同等の学力を持つと本大学院が判断した者についてはこれを免除する。

3 前項の規定にかかわらず，専門職学位課程の入学志願者のうち本学学部卒業者については，専攻別受入予定人員の半数以内に限り別途選抜を行い入学させることができる。

4 前項の選抜の方法は，研究科で定める。

（入学者の決定）

第27条 入学者の決定は、研究科において行う。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

（研究科委員会内委員会等の設置）

第22条 研究科委員会は、専門的事項について調査及び検討するため、研究科委員会内に委員会等を置くことができる。

資料 研究科委員会開催状況

2005年度			
回数	出席人数	主な審議事項	主な報告事項
第1回 05/7/25	22名	2006年度学生募集計画について FDへの取り組み及び学生指導のあり方について 休学希望者について 紀要の発行について	
第2回 05/9/22	20名	長期履修学生制度の運用について 個別資格審査における入学資格判定基準について 紀要について 2006年度カリキュラム編成について	2005年度前期成績評価について 学生募集状況について
第3回 05/11/2	19名	AO入試第一期出願者の合否について 紀要委員会の設置について 2006年度カリキュラム案について	
第4回 05/12/1	20名	一般入試第一期出願者の合否について	
第5回 05/12/21	17名	AO入試第二期出願者の合否について	
第6回 06/2/2	19名	2006年度一般入試第二期出願者の合否について 休学者の復学について 追加AO入試の実施について	文部科学省履行状況報告に係る実地調査報告 カリキュラム等に関する学生アンケート及び学生相談会報告 教員アンケート結果報告

第7回 06/2/21	20名	第3期AO入試及び企業推薦入試出願者の合否について	
第8回 06/3/10	13名	認証評価基準案についてのLEC会計大学院の意見について 06年度新教員の就任について 06年度学事日程,カリキュラム,授業スケジュール,シラバスについて	学生募集状況報告 新入生懇親会実施連絡
第9回 06/3/14	14名	第3期一般入試出願者の合否について	
第10回 06/3/20	15名	追加AO入試出願者の合否について	

2006年度

回数	出席人数	主な審議事項	主な報告事項
第1回 06/4/17	22名	年間履修登録上限単位数の変更について	
第2回 06/5/17	20名	自己点検・評価の実施について FD委員会の設置について 2007年向け入試日程及び選考方法について 2006年度授業アンケートの実施時期及びフォーマット改定案について 長期履修学生制度利用希望者について	
第3回 06/7/21	25名		認証評価基準案について 公認会計士試験における短答式科目免除の申請手続経過報告 職業倫理公開ゼミの実施報告
第4回 06/9/14	20名	紀要編集委員会内規を定めることについて 叢書を発行することについて 来年度以降のカリキュラムについて	前期試験成績業及び授業アンケート結果送付について 科目等履修生出願状況報告
第5回 06/10/30	23名	2007年度第1期AO及び企業等推薦入試出願者の合否について 長期履修学生制度の適用可否について	休学申請者についての報告
第6回 06/11/30	23名	2007年度第1期一般入試出願者の合否について	研究用書籍購入について

第7回 06/12/14	22名	2007年度カリキュラムについて 新規科目「ビジネス・ゲーム」の開設及び「ビジネス・ゲーム準備実行委員会」の発足について 新教員の採用について 紀要編集委員会内規について 学則の改正について	叢書の発行について 2007年度入学向け学生募集活動状況報告 文部科学省による特区評価のための実地調査および年次計画履修状況実地調査実施報告
第8回 06/12/21	23名	2007年度第2期A0及び企業等推薦入試出願者の合否について	
第9回 07/02/01	22名	2007年度第2期一般入試出願者の合否について	
第10回 07/02/13	21名	FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会の組織体制について 2007年度新規開設科目 財務会計論及び監査論の演習指導について	2005年度入学第1期生の進路について 2007年度公認会計士短答式試験免除申請結果報告 2007年度入学向け学生募集活動状況報告 第三者評価機関設置申請状況について 大学院自己点検・評価報告書(案)について
第11回 07/02/22	21名	2007年度第3期A0及び企業等推薦入試出願者の合否について	
第12回 07/03/08	20名	新教員の採用について 修了認定について	改善勧告及び留意事項に沿って講じた措置について
第13回 07/03/15	19名	2007年度第3期一般入試出願者の合否について	
第14回 07/03/20	18名	修了延期申請者について	
第15回 07/03/22	18名	2007年度第4期A0入試出願者の合否について	

基準 9 - 1 - 3

教員の人事に関する重要事項については，会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

教員の人事に関する重要事項としては，教員の任用，教員の昇格，教員の解任等が考えられる。教員の任用及び解任については，その基本的事項については形式的に学校経営委員会において審議・決定するものの，その細目的事項については，すべて実質的に研究科委員会において審議し，実質的に決定している（下記資料 参照）。

教員の昇任には，学則上，教学面の独立性に配慮して学校経営委員会から切り離されており，学長の決定事項となっている（下記資料 参照）（なお，教員の採用及び昇任につき，基準 8 - 1 - 3 参照）。

資料 関連学則（抄）

学校経営委員会規則（抄）

（業務）

第3条 学校経営委員会は，学校経営に関する以下の事項について審議し，決定する。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他，学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

2 学校経営委員会は，設置学校の長を任命する。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は，次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

資料 教員の昇任に関する学則規定

教員任用規則

（昇任）

第6条 専任教員任用規則別表の選考基準によって，学長が適当と認められた者は，昇任することができる。

2 専任教員の昇任時期は、原則として4月とする。

では、上述したところを前提として、本会計大学院においては、教員の人事に関する重要事項について、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されているといえるか。

この点、本会計大学院では、教員の人事に関する重要事項については研究科委員会において実質的な審議が行われていることから、本基準にいう教員の人事に関する会議とは、本会計大学院においては研究科委員会のことを指すと考える。そして、研究科委員会において審議された教員の人事に関する重要事項については、いずれの事案においても、研究科委員会における審議結果の通り最終決定している。

以上より、本会計大学院においては、教員の人事に関する重要事項について、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されている。

基準 9 - 1 - 4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 4 に係る状況)

1) 会計大学院の収支状況

2005 年度の収支バランスは、5,720 万円の支出超過となった(当日限定配付資料 5 「大学院損益」参照。会議後回収予定)。会計大学院は当該年度が初年度にあたるため、支出超過については、必然的要素であったと認識している。学生の確保、コスト見直しが今後の課題である。

2) 設置法人の財政状況

会計大学院を設置する法人の財政状況は、過去 5 年を遡っても、利益は増加傾向にあり、経常的収入が継続的に確保されているといえる(当日限定配付資料 6 「損益計算書」参照。会議後回収予定)。

当日限定配付資料 7 「貸借対照表」(会議後回収予定) にある通り、負債比率がやや高めであるが、その大半は収益性負債である「授業料前受金」であり、役務の提供とともに減少していくもので、将来、返済義務のある借入金等の一般的な負債とは種が異なるものである。

以上より、設置法人は会計大学院を運営していく上で、十分な財政的基盤を有していると言える。今後は、会計大学院単体で十分な財政基盤が築いていけることを課題とする。

関連資料：

- 当日限定配付資料 5 : 大学院損益
- 当日限定配付資料 6 : 損益計算書
- 当日限定配付資料 7 : 貸借対照表

これらの資料については、当日会議終了後に回収予定。

9 - 2 自己点検及び評価

基準 9 - 2 - 1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院は、2005年4月に開設した。開設初年度である2005年度の教育活動の状況について自ら点検及び評価を行った結果が本報告書であり、本会計大学院に関する自己点検・評価の取り組みとしては、最初のものとなる。

本報告書は、2007年5月ころを目途に、本会計大学院のウェブサイト等を通じて公表する予定としている。

今後も定期的にこのような自己点検・評価を行うとともにその結果を公表し、本会計大学院の目的及び社会的使命の達成に邁進する所存である。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本会計大学院に関し自己点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行うにあたっては、本学学則(自己点検・評価に関する規則)に則り、自己点検・評価委員会を組織して実施することとしている。

本年度の自己点検・評価委員会は、5名よりなる。その内訳は、学校経営委員長1名、教員代表委員2名、事務職員代表委員1名、及び学外委員1名である。

この自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の項目(評価基準)を設定する権限を有する(自己点検・評価に関する規則第10条第1号。下記資料参照)。この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、全9か章・54の基準・90の解釈指針からなる本会計大学院の自己点検・評価項目を決定した。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(職務)

第10条 委員会は、第3条に定める任務を遂行するため、以下の事項について審議、決定し、実施する。

- (1) 自己点検・評価項目の設定及び変更
- (2) 資料の収集及び分析
- (3) 各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認
- (4) 本条第2号の資料及び本条第3号の報告に基づく自己点検・評価
- (5) 報告書の作成及び学長への提出
- (6) 自己点検・評価のための調査研究
- (7) その他自己点検・評価に必要な事項

では、上述したところを前提として、本会計大学院においては、自己点検・評価を行うに当たり、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられているといえるか。

この点、自己点検・評価の趣旨は、大学院の教育の質の維持向上及び大学院の個性の伸長にある。この趣旨に則し、本会計大学院では、一方で認証評価基準との整合性に留意して自己点検・評価のための項目(自己点検・評価基準)を策定しつつ、他方で本学の特色を打ち出せるよう基準ごとの解釈指針を策定した。

また、この自己点検・評価のための項目(自己点検・評価基準)を策定した自己点検・評価委員会は、教員代表委員2名をはじめとする学内の委員のほか、学外の第三者1名を含む計5名により構成されており、会計大学院の個性に配慮しつつ、評価の客観性にも配慮した適当な実施体制とされている。

以上より、本会計大学院において自己点検・評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられている。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本学においては、自己点検・評価の制度設計上、学長等に対し、自己点検・評価報告書において改善が必要と認められたものについて、改善に努めるべき義務が課せられている(自己点検・評価規則第11条の3第2項。下記資料 参照)。

以上の事実を前提とすれば、自己点検・評価の結果を本会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、必要な学則は整えられている状況にある。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(自己点検・評価結果の活用)

第11条の3 本学の自己点検・評価結果は公表し、閲覧に供する。

2 学校経営委員会及び同委員長並びに学長及び本学内各部署所属長は、自己点検・評価の結果を、教育及び研究、組織及び運営並びに、施設及び設備の向上と活性化とに活用するものとし、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

もっとも、本報告書として取りまとめられるこのたびの自己点検・評価が、本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。自己点検・評価が大学院の質の向上ばかりでなく、その個性を伸長するために行われるものでもあることに鑑みれば、自己点検・評価を行ったという事実をもって満足することなく、その結果を本会計大学院の教育活動等の改善に具体的に活用していくことこそが肝要である。体制面の整備を含め、遺漏なきを期する所存である(基準 1 - 2 - 3 参照)。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

本会計大学院の自己点検・評価においては、学則上、「学外の専門家」を自己点検・評価委員会の委員として含めることとなっている（自己点検・評価規則第4条第1項第4号。下記資料 参照）。このことにより、自己点検・評価において本学の職員以外の者（以下「学外委員」という）による検証が必ず行われるよう、制度設計がなされている。この学外委員による検証の結果は、自己点検・評価の内容に反映され、大学院に提出される。

実際、このたびの自己点検・評価においては、昨年度の学部に関する自己点検・評価に引き続き、現役の弁護士を学外委員として招聘し、検証をお願いしたところである。

資料 自己点検・評価規則（抄）

（組織）

第4条 委員会は、本条各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学校経営委員会委員長
- (2) 教授会が選出する教育職員
- (3) 本学事務職員のうち学長が必要と認める者
- (4) その他学外の専門家

2 前項第3号乃至第4号の委員は、学長が委嘱する。

以上より、本会計大学院においては、自己点検・評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行っている。

9 - 3 情報の公表

基準 9 - 3 - 1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9 - 3 - 1 に係る状況)

大学は、「当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する」ものとされる(大学設置基準第2条)。この趣旨は、大学が公教育の一翼を担う存在であることから、その公共性に鑑み、広く国民に対する説明責任を果たさせることにあると解される。

この点、本会計大学院も公教育の一翼を担う専門職大学院である以上、社会に対する情報提供は、以下の通り積極的に行っているところである。

<印刷物の刊行>

『LEC 会計大学院紀要』を発行(2006年6月)(下記資料 参照)

設置法人広報誌「法律文化」において誌上公開講座を連載(下記資料 参照)

<ウェブサイトへの掲載>

講演会情報(第3章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/events/fin.html>)

CPE 認定研修(第3章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/events/cpe.html>)

カリキュラム(第2章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/system/curriculum/index.html>)

教員紹介(第8章参照)

(<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/teacher/index.html>)

等々

今後も、公教育の一翼を担う責任に想いを致し、積極的情報提供に努める所存である。

資料 LEC 会計大学院紀要 概要

創刊の辞 反町 勝夫

【特集「企業会計 その過去と未来」】

企業会計制度対策調査会と会計基準法構想	諸井勝之助 教授
企業会計制度の変遷 資産評価基準をめぐって	若杉明 教授
わが国戦後管理会計発達史（前編） 米国管理会計の日本への 翻訳的導入	西澤脩 教授
技術論的な原価計算観の進展 原価計算基準の位置づけ	小林健吾 教授
昭和 25 年「監査基準」における内部統制についての解釈は正しか ったか 特に、戦前から「会計制度監査」 までに関連して	檜田信男 教授
公認会計士制度変革の足取り（序説） グローバル経済深化を 背景にして	中地宏 教授

【一般論文】

有価証券報告書における非財務情報としての環境リスク情報の開 示	川原尚子 教授
------------------------------------	---------

【対談・座談会：「職業倫理」】

【対談】経済人としての職業倫理	日下公人 氏 金井淨 教授
【座談会】会計職業専門家としての職業倫理を如何に考えるか	板垣雄士 氏 檜田信男 教授 金井淨 教授

資料 株式会社東京リーガルマインド発行「法律文化」誌掲載誌上公開講座等

2005年4月号「誌上公開講座」掲載

タイトル：「ファイナンスにおけるリスクへの対応」

執筆者：諸井勝之助教授

2005年10月号「誌上公開講座」掲載

タイトル：「資産の含み損認識の意義」

執筆者：若杉明教授

2005年2月号～9月号連載（全8回）

タイトル：「中地 宏の会計講座～日本経済を支える会計の思考と行動」

執筆者：中地宏教授

各回テーマ： 第1回「グローバル経済の中の日本」

第2回「会計基準を核とした会計制度」

第3回「グローバル経済の拡大を支える企業監査制度」

第4回「時代が求める経営行動」

第5回「社会規範・法令を超える動きの中の企業統治」

第6回「地方自治体の経営報告書」

第7回「中小規模企業の経営と会計基準」

第8回「「会計」の思考と行動 むすび」

2006年9月号特集掲載

タイトル：「公認会計士の職業倫理をいかに育むか」(座談会)

座談会出席者：諸井勝之助，若杉明，檜田信男，西澤脩，中地宏及び金井淨各教授

基準 9 - 3 - 2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

(基準 9 - 3 - 2 に係る状況)

本会計大学院の教育活動等に関する重要事項は，次の文章に記載し，本年度公表している。

また，公教育を担う大学院としての説明責任を果たすべく(大学設置基準第 2 条参照)，来年度以降についても，毎年度公表する所存である。

重要事項	記載されている文書等
設置者	パンフレット「設置会社概要」
教育上の基本組織	学生便覧(掲載学則上に明記)
教員組織	パンフレット「教員一覧」
収容定員及び在籍者数	学生募集要項，及び パンフレット「LEC 会計大学院概要」 (ただし，定員については入学定員を記載。また， 在籍者数については 06 年度作成分より記載)
入学者選抜	学生募集要項
標準修了年限	パンフレット「LEC 会計大学院概要」
教育課程及び教育方法	パンフレット「カリキュラム」
成績評価及び課程の修了	シラバス 学生便覧(掲載学則上に明記)
学費及び奨学金等の学生支援制度	学生便覧
修了者の進路及び活動状況	2005 年度は該当なし(2005 年度より開設のため)

9 - 4 情報の保管

基準 9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について，適宜，調査及び収集を行い，適切な方法で保管されていること。

（基準 9 - 4 - 1 に係る状況）

本会計大学院は 2005 年 4 月に開設されたところであり，開設初年度を対象とするこのたびの自己点検・評価が本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。このたびの自己点検・評価活動を通して，本会計大学院では，評価の基礎となるべき諸資料・諸情報について，調査及び収集を行い，その範囲や収集方法等について，一定程度の経験を積むことができた。

このたびの自己点検・評価活動を通して調査収集した諸情報の保管については，今後の検討課題である。自己点検・評価及び認証評価といった大学評価の制度が大学の質の保証のために導入された事後チェックの制度であることに鑑み，それら大学評価の基礎となる諸情報については，今後適切に保管していく所存である。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

本会計大学院は、決定から実行までが非常に迅速である。この俊敏性は他大学にはみられない点であり、本会計大学院の優れた点であるといえる。

金井委員の評価意見

管理運営に関して、教員同士のディスカッションをしている点が優れている。ディスカッションの雰囲気も非常に良好であり、反論を許さないような雰囲気はない。この点は、審議をより実質化させるものであり、優れているといえる。

反町委員長の評価意見

本会計大学院では、学校経営委員会では基本的な方向性のみを決議し、その他細目的事項はすべて研究科委員会（研究科における教授会）において審議されている。その意味で、研究科委員会の独立性は保たれており、適切に運用されている。

第 10 章 施設，設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10 - 1 施設の整備

基準 10 - 1 - 1

会計大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準 10 - 1 - 1 に係る状況）

本会計大学院の施設設備の概要は，以下の通りである。

教室数 10 室（うち本会計大学院専用教室 2 室），本会計大学院生専用自習室 1 室，図書館 29 席，パソコン端末 52 台（パソコン教室設置端末 50 台，図書館設置端末 2 台），教員室 6 室 17 席（共同研究室 1 室 12 席，個室 5 室），事務室 1 室，その他学生ラウンジ，進路支援センター，ビデオブース（メディア授業用教室）等を有している。

教員室は，本会計大学院専用の共同研究室 1 室 12 席を千代田キャンパス事務棟（旧 8 号館）2 階に設けている。また，設置法人の第一研究所内に 5 室の個室を用意している。

【解釈指針 10-1-1-2】

教員が学生と面談するための場所としては，教員室，学生ラウンジ，進路支援センター面談ブース等があり，十分なスペースが確保されている。【解釈指針 10-1-1-3】

事務職員に対してはそれぞれ机が与えられるとともに，事務書類保管のためのキャビネットも必要量確保されており，すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されている。【解釈指針 10-1-1-4】

自習室は，本会計大学院生専用の自習室を平日 8：15～22：00，土曜日・祝日 8：30～21：00，日曜日 8：30～20：00 まで常設している。図書館の開館時間は，平日 9：15～20：30，土曜日 9：15～17：00 となっている。

これらの設備は，原則として学部と共用である。ただし，教員研究室，学生自習室及び事務室については，本会計大学院専用の設備が用意されている。

では，上述したところを前提として，本会計大学院では，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられているといえるか。また，これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されているといえるか。

この点，本会計大学院では，上述の教室数で，すべての授業を支障なく実施している。教室の質に関して，本会計大学院では校舎設計上教室と演習室とを峻別してはいないが，授業運営上，教室を事例研究に用いる際には机の配置をコの字型に変え，討論が活性化するように配慮している。よって，本会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく，効果的に実施することができるだけの規模，質及び数が備えられている。【解釈指針 10-1-1-1】

学生の自習室については、上述の開放時間を設定し、図書館との有機的連携を確保するよう努めている（なお、基準3-2-1参照）。【解釈指針10-1-1-5】

以上より、本会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられている。

今後の発展の可能性についても、定員充足率を踏まえながら適切に配慮する所存である。

10 - 2 設備及び機器の整備

基準 10 - 2 - 1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10 - 2 - 1 に係る状況)

本会計大学院の施設設備の現況は、以下の通りである。

教室には、テレビモニター、OHC（書画カメラ）がほとんどの教室に整備されており、資料等を適宜テレビモニターに表示することが可能となっている。また、特定の教室には授業の様態をそのまま収録できるビデオカメラ等の機器が整備されており、面接授業の様態をメディア（ビデオ）に収録することが可能となっている。本会計大学院の授業は事例研究科目以外ほぼすべてメディア収録されるため、学生は、履修している授業を欠席した場合であっても、メディアに収録された面接授業の様態を各自で視聴することにより、補講を受けることが可能となっている。これは、本会計大学院が会計実務に従事する社会人等を主たる学生像として想定していることから、仕事上の理由によりやむなく欠席した場合であっても学修への悪影響を最小限にとどめるための配慮である。なお、メディアに収録された面接授業の様態は、授業担当以外の教員も視聴できるので、授業方法改善のための素材としても活用することができる。

事務室においては、各事務員用にパソコン端末が用意されている。これらは設置法人の社内LAN及びインターネットに接続されており、電磁的記録の保管及びグループウェアによる情報の受発信・共有等が行われている。

本会計大学院の共同研究室及び個人研究室には、都合 8 台のパソコン端末が用意されている。これらは設置法人の社内LAN及びインターネットに接続されており、電子ファイルの保管、受け渡し等が行われている。例えば、個人研究室で編集した電子ファイルを共同研究室で印刷すること等も可能である。

では、上述したところを前提として、本会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されているといえるか。

この点、本会計大学院では、各教室に設置されたテレビモニター及びOHC（書画カメラ）により、資料等を適宜テレビモニターに表示することで、教員による教育及び学生の学修が効果的なものとなるよう配慮している。また、授業をメディアに収録することにより、学生の復習や授業欠席時の補講の便宜を図っている。また、電子メールによる学修指導・相談の実施により、仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルにも効果的に対応できる体制を整えている。

その他、社内LAN上で各種の電磁的記録が共有されており、運営事務等の業務効率化も適切に図られている。

以上のように、テレビモニター、OHC（書画カメラ）、ビデオカメラ、LAN等々が整備されていることから、本会計大学院においては、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されているといえる。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本会計大学院には、図書館及び蔵書が以下のように整備されている。

図書館は、本会計大学院の専用ではないものの、本会計大学院の事務職員が管理に参画し、学生及び教員を含め、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある。図書館の開館時間は、平日9:15~20:30、土曜日9:15~17:00である。図書館内には、OPAC(Online Public Access Catalog。オンラインで蔵書を検索できる目録)にアクセスできるパソコンが2台常設されている。また、図書館には、司書の資格を持つ者1名ほかの職員が配置されている。

蔵書数については、2007年4月1日現在、大学全体として37,193冊を確保している。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学修を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されているといえるか。

この点、本会計大学院は、会計実務に従事する社会人等を主たる学生像として想定していることに鑑み、平日昼間の時間が必ずしも自由にならない学生の学修を支援する観点から、図書館の開館時間は上述のように長時間設定している。このことにより、職を持つ学生が職務終了後に来館しても図書の新し出しを受けられるよう配慮している。また、図書館にはOPACにアクセスできるパソコンを2台常設し、学生の検索の便宜を高めている。【解釈指針10-3-1-1】【解釈指針10-3-1-6】【解釈指針10-3-1-7】

そして、図書館には、司書の資格を持つ者1名を含め、専門的能力を備えた職員が適切に配置されている。【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-3】

蔵書数については、上述の通りである。なお、蔵書中には、会計分野のコアジャーナル、本会計大学院の専任教員が推薦する会計分野の学術書等が含まれる。なお、本会計大学院は、本会計大学院の学生が近隣他大学の図書館を利用できるよう近隣大学と協定を結んでいることから、貸出可能書籍数は他大学院と遜色ない水準にある。また、学生に対するより質の高い学修環境を提供する観点から、2007年度中に5万冊の蔵書確保に努める計画である。【解釈指針10-3-1-4】

以上より、本会計大学院では、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学修を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されているといえる。

なお、次頁評価委員の意見を踏まえ、2006年11月から、日曜日についても9:15~17:00の時間帯で図書館を開館し、改善を図っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

檜田委員の評価意見

本会計大学院は、主たる学生像として各種会計有資格者及び社会人を想定し、大学院設置基準 14 条の特例を実施して、平日夜間、土曜日にも授業を行っている（2005 年度においては、日曜日の開講はなし）。これと連動し、図書館も平日夜間及び土曜日に開館されており、学生の便宜を図っている点が優れている。

しかしながら、日曜日にも授業を行うこととなった 2006 年度においては、日曜日には図書館が開いていない。事務方の説明によれば、日曜日であっても職員は存在しているため貸し出し等の対応は可能とのことであるが、学生に対するサービスという観点では、図書館を開館することが望ましいことはいうまでもない。この点の改善は、今後の課題である。

関口委員の評価意見

現状における図書館の日曜閉館は、学生サービスの向上という点から、早急に改善を要する点である。